



## 第3章

# 国益と世界全体の利益を増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 ……	112
第2節	日本の国際協力 (ODAと地球規模の課題への取組) ……	158
第3節	経済外交 ……	176
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組 ……	199

## 第1節

## 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

## 総論

## 〈安全保障〉

日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。

新興国が国際社会における存在感をますます高めている中、パワーバランスが変化し、国際政治の力学にも大きな影響を与えている。グローバル化の進展や技術革新の急速な進展は、国家と非国家主体との間の相対的影響力の変化を助長し、非国家主体によるテロや犯罪が国家の安全保障を脅かす状況が拡大している。大量破壊兵器などの拡散も依然として脅威である。海洋、宇宙空間、サイバー空間といった国際公共財（グローバル・コモンズ）に対するリスクも拡散し、深刻化している。また、貧困、環境問題、人道上の危機といった一国のみでは対応できない地球規模の課題が人間の安全保障上の課題となっている。さらに、一国の経済危機が世界経済全体に伝播するリスクが高まっている。

地球規模のパワーバランスの変化は、アジア太平洋地域において、安全保障面における協力の機会を提供すると同時に、問題や緊張も生み出している。

北朝鮮は、六者会合共同声明や累次の国連安保理決議に違反して、ウラン濃縮活動を含む核・ミサイル開発を継続してきた。国際社会が、北朝鮮に対し、関連する国連安保理決

議の完全な遵守を求め、いかなる挑発行為も決して行わないよう繰り返し強く求めてきたにもかかわらず、北朝鮮は、2013年2月に3回目の核実験を強行した。このような北朝鮮の核・ミサイル開発の継続は、地域の安全保障に対する脅威を更に深刻化させ、国際社会の平和と安定を著しく損なうものであり、断じて容認できない。また、中国の透明性を欠いた国防力の増強や海空域における活動の急速な拡大・活発化は、地域と国際社会の懸念事項である。2013年1月には、中国海軍艦艇が海自護衛艦に対して火器管制レーダーを照射する事案が発生し、11月には、一方的に「東シナ海防空識別区」の設定を発表するなど、中国は現状を力によって変更しようとする試みや事態の更なるエスカレーションを招きかねない動きをとってきている。

このような安全保障上の諸課題に対処しつつ、日本の領土を保全し、国民の生命・財産を保護するとともに国際社会の安定と持続的な繁栄や発展を確保するために、日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、地域及び国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に寄与していく決意である。このため、2013年12月には国家安全保障会議（NSC）を設置し、日本として初めての国家安全保障戦略（NSS）を策定した。

日本の平和と安定を確保するためには、第一に、日本自身の能力・役割の強化・拡大が重要である。特に、日本にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現するために外交の強化は不可欠である。また、実効性の高い統合的な防衛力を整備していく。この一環として、2013年12月に新たな防衛計画の大綱を策定し、今後の防衛力について、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的な「統合機動防衛力」を構築することとした。

第二に、日米安全保障条約に基づき米軍の前方展開を確保し、日米安保体制の抑止力を向上させていくことが、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両政府は、2013年10月に日米安全保障協議委員会（「2+2」）を開催し、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直しを始め、海洋安全保障、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、拡大抑止などの幅広い分野での日米間の安全保障・防衛協力を進めていくことを確認した。在日米軍再編については、2013年12月には在沖縄米海兵隊のグアム移転関連予算を含む米国の国防授權法が成立し、また、沖縄県知事が普天間飛行場の辺野古移設のために必要な埋立承認を行った。日米両政府としては、現行の日米合意を着実に実施していくことにより、抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図っていく方針である。

第三に、普遍的価値と戦略的利益を共有する、アジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を強化し、多層的な安全保障協力関係を築いていく必要がある。日本と同様に米国の同盟国である韓国やオーストラリアを始めとして、東南アジア諸国連合（ASEAN）やインドなどとの二国間協力を促進するとともに、日米韓、日米豪、日米印

といった3か国協力の枠組みにおける連携を進めていくことも重要である。また、国際社会の平和と安定及び繁栄に向けて共に主導的な役割を果たすパートナーである欧州諸国との関係を更に強化していく。英国やフランスなどとの間では、防衛装備品などの分野での協力を図っている。さらには、地域の大国である中国やロシアとの安全保障対話・交流などを通じた信頼関係の増進が重要である。これらに加えて、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）などの多国間地域協力の枠組みにおける連携・協力を推進し、二国間及び3か国間協力の枠組みとの間で多層的な協力関係を強化していく考えである。

#### 〈平和構築〉

日本の安全と繁栄は、日本周辺の安全保障環境の改善のみで達成されるものではなく、国際社会の平和と安定という基盤の上に成り立っているとの考えの下、日本は、国際社会の様々な問題の解決に積極的に取り組んでいる。特に、紛争後の地域において、紛争の再発防止や持続的な平和に向けて取り組む平和維持を含め、緊急人道支援から、和平プロセスの促進、治安の確保、復興・開発に至る継ぎ目のない取組である平和構築を、日本は主要な外交課題の1つと位置付け、これに取り組んでいる。具体的な取組としては、国連平和維持活動（PKO）などへの積極的な協力、政府開発援助（ODA）を活用した現場における取組、国連における取組及び人材育成などが挙げられる。

#### 〈治安上の脅威〉

テロや人身取引、薬物犯罪、サイバー犯罪、マネーロンダリング（資金洗浄）などの国際組織犯罪は、グローバル化や技術革新の進展、人の移動の拡大などに伴い、国際社会

に大きな脅威をもたらしている。日本人10人を含む多数が犠牲となった2013年1月のアルジェリアでのテロ事件は、テロが日本にとって現実的な脅威であることを改めて示した。国際組織犯罪はテロの資金源ともなり、また、投資、観光、貿易など日本の経済活動に大きな影響を与える問題でもある。日本は、アルジェリア事件後、国際テロ対策の強化を図るとともに、テロや国際組織犯罪が一国だけでは対処が難しいことから、二国間、国連などの場において国際社会と協力し、法律や制度などが十分でない国に対する能力向上支援を積極的に行っている。

#### 〈軍縮・不拡散〉

日本は、「核兵器のない世界」の実現に向け、積極的な取組を進めている。これは、唯一の戦争被爆国として世界に核兵器使用の惨禍を訴える日本の責務を体現するとともに、日本を取り巻く安全保障環境の改善を図るための政策でもある。2010年に日本とオーストラリアが中心となり立ち上げた「軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)」の枠組みでは、2013年も2回、外相会合が開かれた。日本が毎年国連総会に提出している核軍縮決議は、共同提案国が過去最多の102か国となり、圧倒的多数の賛成を得て採択された。さらに、日本は2013年10月、国連総会第一委員会において行われた核兵器の人道的結末に関する共同ステートメントに、これが日本の安全保障政策や核軍縮アプローチとも整合的な内容に修正されたことを踏まえ、参加した。以上に加え、若い世代が海外の国際会議などの場で被爆の実相を伝達する活動を後押しする「ユース非核特使」制度を創設し、このような活動の将来世代への継承に力を入れている。

また、核兵器以外の軍縮においても様々な取組を行っている。シリアの化学兵器につい

ては、2013年9月以降、その廃棄のために国際社会の努力が払われており、日本としても、陸上自衛官の派遣や財政的支援などの協力を行うこととしている。また、通常兵器分野においては、日本が原共同提案国として作成を主導した武器貿易条約 (ATT) が国連総会で採択され、日本は署名開放日の6月3日に署名を行った。

#### 〈国際公共財 (グローバル・コモンズ)〉

力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」は、国際社会全体の平和と繁栄に不可欠な公共財である。この観点から、海賊対策を始め様々な取組や各国との連携を通じて航行・飛行の自由や安全の保障に尽力している。特に、四方を海に囲まれた「海洋国家」である日本にとって、海洋法に関する国際連合条約 (国連海洋法条約) が根幹を成す海洋の国際法は、海洋権益の確保や海洋に関する活動を円滑に行うために不可欠なものである。

宇宙空間及びサイバー空間についても、法の支配の実現・強化について、関心を共有する国々との政策協議を進めつつ、国際規範形成や各国間の信頼醸成措置に向けた動きに積極的に関与している。また、開発途上国の能力構築に取り組んでいる。

#### 〈国連〉

地球規模の課題や国境を越える課題への対処など、国際社会が多様な課題に直面する中、普遍的かつ包括的な国際機関としての国連が果たす役割はますます重要となっており、現代の国際社会の実態を反映した形で国連の機能強化が不可欠となっている。こうした認識に基づき、日本は国連安保理改革を始めとする国連改革の早期実現に向けた取組を進めるとともに、9月の国連総会一般討論演説において、今後の外交の重点方針として、「女性が輝く社会の実現」及び「積極的平和

主義」を掲げた。この方針に従って日本の外交を展開するためにも、日本は国連を始めとする国際機関と協調しつつ、財政的貢献のみならず、人的・知的貢献をより一層積極的に行い、国際社会において指導力を発揮していく。

#### 〈法の支配〉

国際社会における「法の支配」の確立は、国家間の関係を安定させ、紛争の平和的解決を図り、各国内の「良い統治」を促進する上で重要である。日本は「力」による一方的な現状変更の試みに反対する中で、国際社会における「法の支配」の確立を外交政策の柱の1つに位置付け、様々な取組を積極的に行っている。「法の支配」の確立は、日本の領土の保全、海洋権益及び経済的利益の確保、国民の保護などの観点からも重要である。

#### 〈人権・女性〉

人権及び基本的自由は普遍的価値であり、その保護・促進は全ての国家の基本的な責務であると同時に、国際社会全体の正当な関心事項である。日本国内の平和と繁栄のみならず、国際社会に平和と安定の礎を築いていく

ためには、それらが各国において十分に保障される必要がある。現在、日本は、「普遍的価値を重視する外交」を進める中で、人権分野にこれまで以上に積極的に取り組んでいる。また、世界の人権・人道問題の改善を目指し、国連を始めとする多数国間の取組や二国間での対話を通じ、積極的な貢献を行っている。特に、女性の権利に関しては、地球規模の課題への対応として、女性の能力強化及び権利の保護・促進の分野で、国際的な取組に積極的に参加している。

グローバル化の進展に伴い、日本についても国際結婚・離婚が増加した結果、一方の親による国境を越えた子の不法な連れ去りなど子をめぐり様々な問題が発生し、こうした問題の解決が急務となっていた。日本政府は、子の連れ去り問題の重要性を認識し、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）の締結を進め、2013年の条約承認案と条約実施法案の国会審議を経て、2014年1月に同条約を締結した。

## 各論

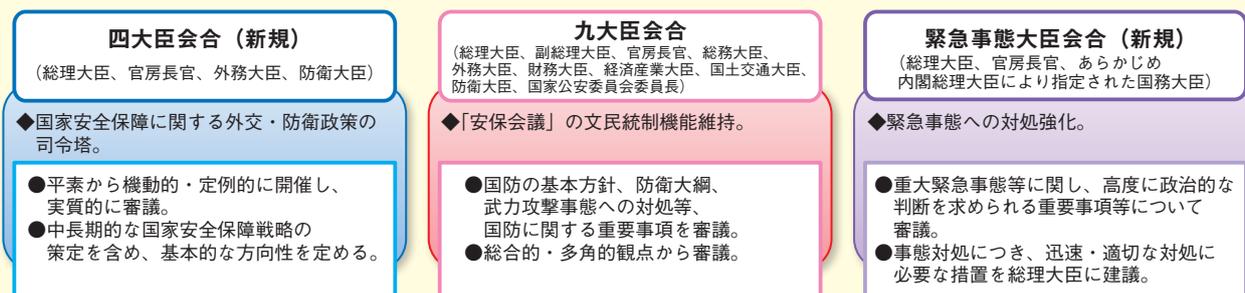
### 1 安全保障に関する取組

21世紀に入り、グローバル化の進展に伴って世界のパワーバランスは急激に変化し、グローバルな安全保障環境に複雑な影響を与えている。また、大量破壊兵器やその運搬手段の拡散などは、地域及び国際社会の深刻な懸念となっている。加えて、国際テロ、サイバー攻撃といった新たな脅威が出現し、画期的な軍事技術の登場を含む技術革新も進んでいる。

東アジア地域においては、北朝鮮による核

兵器を含む大量破壊兵器の開発や弾道ミサイル能力の向上が日本の安全に対する明確かつ差し迫った重大な脅威となっている。特に、米国本土を射程に含む弾道ミサイルの開発や核兵器の小型化及び弾道ミサイルへの搭載の試みは、日本を含む地域の安全保障に対する脅威を質的に深刻化させるものである。また、中国の透明性を欠いた軍事力の強化や日本周辺海空域における活動の急速な拡大は、日本を含む地域及び国際社会の懸念事項と

NSC 関連組織図



※議長（総理大臣）の判断により、その他の国務大臣を、必要に応じて会議に出席させることができる。  
 ※緊急時等やむを得ない場合においては、副大臣に職務代行させることで、柔軟な対応を可能にする。

【参考】「あらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣」について（イメージ）

【例1】領海侵入・不法上陸事案

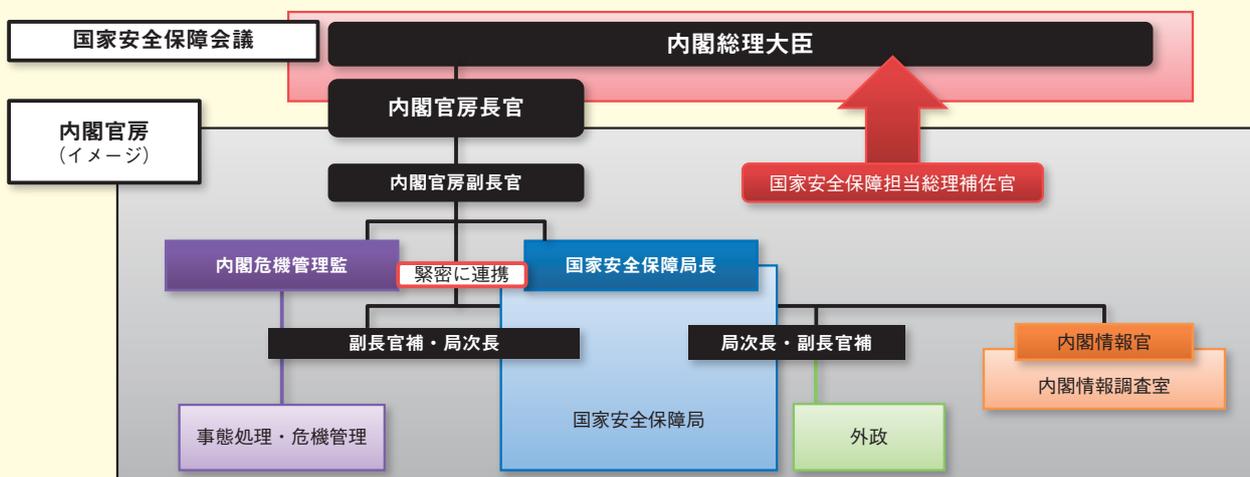
法務大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長

【例2】放射能物質テロ事案

総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長

【例3】大量避難民事案

法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長



なっており、中国の動向について慎重に注視していく必要がある。

このように日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。また、脅威は1つの地域に限られた形では存在しない。世界のどの地域で発生する事象であっても、日本の平和と安全に影響を及ぼし得る状況が発生している。現在の世界では、どの国も一国で自らの平和と安全を維持することはできず、同盟国・有志国との連携、PKOや多国籍軍といった国連の集団安全保障措置などの重要性が増大している。

これらの安全保障環境認識を踏まえ、日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、日本の安全及び地域の平和

と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際社会の主要プレーヤーとして、米国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、これを実践する。

このための取組として、2013年12月には、国家安全保障会議（NSC）が設置され、国家安全保障戦略（NSS）や平成26年以降に係る防衛計画の大綱が策定された。また、2013年2月には、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）が2007年以来改めて立ち上げられ、懇談会において、集団的自衛権の問題を含めた憲法との関係の整理についての検討が行われている。

こうした国際協調主義に基づく「積極的平和主義」については、関係国に対して透明性をもって丁寧に説明を行ってきている。米国・英国・EU諸国を始めとした欧米各国やASEAN諸国・オーストラリアを中心としたアジア太平洋地域の各国からも、理解と支持の表明を得ている。引き続き、様々な機会を利用して日本の安全保障政策について、対外的な発信を進めていく。

### ア 国家安全保障会議（NSC）の設置

2013年秋の第185回臨時国会において、「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」が可決され、同年12月にNSCが設置された。また、2014年1月には、NSCの運営を実務面で支える組織として、国家安全保障局が内閣官房に設置された。NSCにおいては、外交政策・防衛政策の重要事項に関して、議長たる総理大臣とともに官房長官、外務大臣、防衛大臣が出席する四大臣会合を中心として、平素から戦略的視点をもって審議を行い、政治が強力なリーダーシップを発揮し、政府として国家安全保障政策を機動的・戦略的に進めている。

### イ 国家安全保障戦略（NSS）の策定

2013年12月、日本で初めての国家安全保障に関する基本方針として、外交政策及び防衛政策を中心とした「国家安全保障戦略（NSS）」が策定された。本戦略においては、国家安全保障の基本理念として、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を掲げている。日本が、平和国家としての歩みを堅持しつつ、また、国際社会の主要プレーヤーとして、米国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、日本の安全と地域の平和と安定を実現し、国際社会の平和と安定、そして繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与してい



内閣官房国家安全保障局立ち上げの様子。左から谷内国家安全保障局長、菅官房長官、安倍総理大臣、磯崎総理大臣補佐官（2014年1月7日、東京 写真提供：内閣広報室）

くとの考えを明らかにしている。こうした基本理念の下、日本の国益と国家安全保障の目標を示した上で、日本が直面する国家安全保障上の課題を特定し、こうした課題への対応を的確に行うための戦略的アプローチとして、総合的な施策を明記している。NSCの司令塔機能の下、政府全体として、本戦略に従って、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的に実施し、国家安全保障の確保に万全を期す考えである。

### ウ 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会

日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化する中、国民の生存と国家の存立を守り抜くことは、政府の最重要の責務である。また、日本の繁栄は、平和で安定した国際的環境なしにはあり得ず、日本として、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、これまで以上に国際社会の平和と安定に積極的に寄与していかねばならず、こうした状況にふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要がある。このような認識の下、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）において、集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障措置への参加等と憲法との

国連総会における安倍総理大臣一般討論演説

「…私はここに、日本を今まで同様、いえ、世界はいよいよ悲劇に満ちているのですから、むしろこれまで以上に、平和と、安定の力としていくことを、お約束します。

それは国際社会との協調を柱としつつ、世界に繁栄と、平和をもたらすべく努めてきた我が国の、紛うかたなき実績、揺るぎのない評価を土台とし、新たに「積極的平和主義」の旗を掲げようとするものです。

世界のパワーバランスが急速に変化し、技術の革新が、新たな機会と、新種の脅威とをボーダーレスにもたらしつつある点からして、いかなる国といえども、今や一国のみでは、自らの平和と、安全を守ることなどかありません。

日本が、地域と世界の平和、そして安定のため、付加価値の創造者、ネットの貢献勢力として、世界から信頼を集めようとするゆえんです。

かかる状況下、国連が果たすべき役割の重要性は、いや増します。我が国が訴え続けて今日に至る、「人間の安全保障」の理念もまた、今まで以上に意味合いを増すでしょう。

人間の安全保障委員会（Commission on Human Security）が報告書を提出してから9年に亘る議論の積み重ねを経て、昨年9月、その共通理解に関する決議が、ここ国連総会で採択されました。先人達の英知も借りながら、更なる概念の普及と実践の積み重ねを進めていく決意です。

日本として、積極的平和主義の立場から、PKOを始め、国連の集団安全保障措置に対し、より一層積極的な参加ができるよう、私は図ってまいります。国連の活動にふさわしい人材を、我が国は、弛まず育てなくてはならないと考えます。…」



写真提供：内閣広報室

（2013年9月26日 国連総会における安倍総理大臣一般討論演説【一部抜粋】）

関係について具体的な事例を念頭に検討が行われている。2013年2月に、第1回懇談会が開催されたのを皮切りに、2013年内には計5回懇談会が開催され、日本の安全保障の法的

基盤のあるべき姿について議論が重ねられた。政府としては、懇談会の議論を踏まえて対応を検討していく。

## 2 日米安全保障（安保）体制

### (1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、2013年10月、日米の外務・防衛四閣僚が東京にそろそろ初の機会となった日米安全保障協議委員会（「2+2」）を開催し、国際の平和と安全の維持のために両国が果たす不可欠な役割を再確認するとともに、日米同盟の中・長期的な方向性を示した。また、この「2+2」では、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直しを始め幅広い分野で日米安

保・防衛協力を進めていくことを確認するとともに、日本の安全保障分野での取組については、米国から歓迎するとの立場が表明され



日米「2+2」会合（2013年10月3日、東京）

た。さらに、普天間飛行場移設を始めとする在日米軍再編についても、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担

を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

## (2) 各分野における日米安保・防衛協力の状況

日米両国は、日米安保体制の抑止力を向上させるため、2013年10月の「2+2」の成果も踏まえつつ、ガイドラインの見直しに加え、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙などの幅広い分野における協力を進めている。

### ア 「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直し

2013年10月の「2+2」において、日本を取り巻く安保保障環境が一層厳しさを増す中、平和と安全を促進する上で日米同盟が引き続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、現行のガイドラインの見直し作業を2014年末までに完了することが合意された。11月には、防衛協力小委員会（SDC）が開催されるなど、日米両国は、ガイドライン見直しに関する協議を進めている。

### イ 弾道ミサイル防衛（BMD）

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイルSM-3ブロックII Aの日米共同開発の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステムの着実な整備に努めている。また、2013年10月の「2+2」において、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地（京都府）を2基目のAN/TPY-2レーダー（Xバンドレーダー）の配備先とすることとし、12月には配備に必要な施設・区域を米国に提供した。

### ウ サイバー

増大するサイバー空間における脅威に対処

するため、日米両国は、2013年5月に第1回日米サイバー対話を開催した。同対話は、サイバーに関する脅威情報の交換、国際的なサイバー政策についての連携、それぞれのサイバー戦略の比較、重要インフラに対する共通の脅威に対抗するための取組や計画における協力、及び防衛・安全保障政策におけるサイバー分野の協力について議論を行うための協議の場であり、日米の政府横断的な連携を推進するために、日米首脳間の合意を踏まえ、設置されたものである。

### エ 宇宙

日米両国は、2013年3月に宇宙に関する包括的日米対話第1回会合を東京で開催し、安全保障分野を含め、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。5月には、日米両国は日米宇宙状況監視（SSA）協力取極を締結し、米国政府から日本政府に対してSSA情報等の提供が可能となった。両国は、10月の「2+2」の成果も踏まえつつ、宇宙航空研究開発機構（JAXA）によるSSA情報の米国への提供の早期実現、宇宙における海洋監視における協力など、この分野での更なる協力を進めている。

### オ 3か国間協力

日米両国は、アジア太平洋地域における同盟国及びパートナーとの安全保障及び防衛協力を重視している。特に、日米両国は、オーストラリアや韓国との3か国間協力を着実に推進してきており、2013年10月の「2+2」

においても、これらの3か国間の対話は、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることが確認された。

### カ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で死活的に重要な役割を果たすものであり、日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入や、カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏洩防止）に関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の取組に向け協議を行っている。

### キ 海洋安全保障

日米両国は、ASEAN地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えている。2013年10月の「2+2」では、アジア太平洋地域における能力構築事業において連携することや、航行の自由の保護、安全で確実なシーレーンの確保、関連の国際慣習法及び国際約束の促進のため、海洋安全保障や海賊対策において更に協力を強化することを確認した。

## (3) 在日米軍再編

日米両国は、2006年に「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を発表した。その後、在日米軍再編計画の検証を経て、2010年及び2011年には「2+2」による合意をもって「ロードマップ」を補完した。さらに、2012年の「2+2」共同発表においては、「ロードマップ」に示された再編計画を調整し、在沖縄米海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことも決定された。

こうした中、2013年2月の日米首脳会談において、両首脳は、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めていくことで一致した。その後、政府は、3月に普天間飛行場の辺野古移設のための公有水面埋立承認願書を沖縄県に提出するとともに、4月には、嘉手納以南の土地の返還に係る統合計画を日米で公表した。この統合計画に沿って、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路の土地の返還が既に完了したほか、同地区の第5ゲート付近の区域、

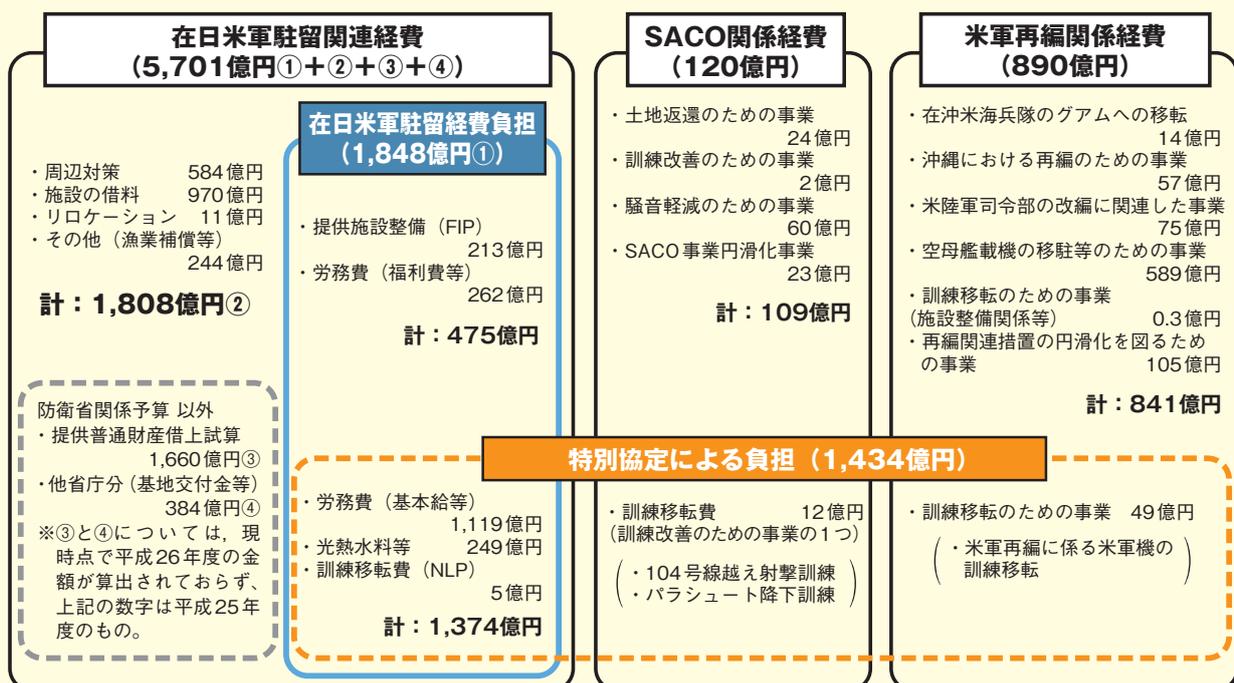
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区などの返還に関する日米合同委員会合意がなされている。

2013年10月の「2+2」共同発表においては、2012年の「2+2」共同発表によって調整された再編計画が、地理的に分散し、運用面で抗たん性があり、政治的に持続可能な米軍の態勢を実現するものであることが再確認された。また、在日米軍再編に関する日米間のこれまでの合意について、米軍の訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、可能な限り速やかに実施していくことが確認された。

この「2+2」共同発表においては、普天間飛行場の辺野古移設について、日米両政府の強いコミットメントが再確認された。加えて、沖縄の負担軽減に向けて、沖縄県外での米軍の訓練を増加させるため様々な機会を活用することを決定し、沖縄本島の東方沖合にあるホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について、原則的な取決めを作成するよう指示があった。また、同共同発表で、KC-130飛行隊の普天間飛行場



在日米軍関係経費（日本側負担の概念図）（平成26年度予算案）



- 注：1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものと沖縄に関する特別行動委員会（SACO）関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。
- 2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減等に資する措置にかかる経費である。一方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが極めて重要との観点から日本が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
- 3 在日米軍の駐留に関連する経費には、試算額や推計額が含まれている。
- 4 個々の要素に係る数字は億単位で四捨五入したものであり、その計数は符合しないことがある。

(4) 在日米軍駐留経費負担（HNS）

日本は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが重要であるとの観点から、日米地位協定の範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の借料、提供施設整備

（FIP）費などを負担しているほか、特別協定を締結して、在日米軍の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、日米首脳会談、「2+2」、日米外相会談などの累次の機会に日米双方が確認している。

日本政府は、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題については、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。

2013年10月には、日米地位協定に基づく刑事裁判などの処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みに関する日米合同委員会合

意がなされた。これにより、米軍人などによる日本国又は日本国民に対する犯罪で米国が第一次裁判管轄権を行使した全ての事件について、裁判や処分の結果の通報を受け、被害者や家族に開示することが可能となった。

また、米軍施設・区域内や周辺的环境保全の重要性や、現行の日米地位協定に環境保護に関する明示的な規定がないことを踏まえ、2013年12月、日米両国は、在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組み作成に

向けた日米協議の開始を発表した。これは、日米地位協定の発効後50数年を経て、初めて、日米地位協定を環境面で補足する協定の作成に取り組むものである。この日米協議においては、環境保護の重要性に対する認識、在日米軍による高度な環境基準の適用、米軍施設・区域への立入りのための統一的な手続の作成や日本側による環境関連措置のコミットメントなどについて協議されることとなっている。

### 3 グローバルな安全保障

#### (1) 地域安全保障

日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実際的な安全保障協力の推進によりアジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、日本に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することは、日本の国家安全保障の最も重要な目標である。このような目標に向けて、アジア太平洋地域において、日米同盟に加え、二国間及び多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせるネットワーク化することは、同地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組む上で不可欠である。

日本は、このような認識の下、特に韓国、オーストラリア、ASEAN諸国、インドなどといった日本と普遍的価値や戦略的利益を共有する国との協力関係の強化を重視している。2013年7月には、日米韓外相会合が開催され、3外相の間で、アジア太平洋地域及びグローバルな平和と安定に貢献するため、安全保障の分野を含め、地域やグローバルの様々な課題について日米韓3か国の協力を更に発展させていくことが重要であるという点で一致した。米国・オーストラリアとの間で

は、同年10月に日米豪閣僚級戦略対話(TSD)が開催され、3か国が協力して地域の安定と持続的な経済的繁栄に貢献する意思を確認した。また、ASEAN諸国とは、タイ、カンボジア、フィリピン、インドネシアと外務・防衛当局間協議を行うとともに、ラオスと開催すべく調整をしているほか、第4回日・ベトナム戦略的パートナーシップ対話を開催するなど、これまで以上に安全保障協力の維持・強化にも力を入れている。さらに、インドとの間でも二国間や米国を含めた三国間での協力の強化に努めている。2013年3月には、第7回日・インド外相間戦略対話を東京で開催し、2014年1月には、日・印首脳会談がデリーで開催された。このほか、日米印協議の第4回及び第5回会合を開催し、日米印3か国の間で、地域情勢を含む共通の関心事項について外務省の局長レベルで議論した。

また、アジア太平洋地域の安全保障に大きな影響力を持つ中国やロシアとの間では、安全保障対話・交流などを通じた信頼関係を増進する必要がある。中国との安定的な関係は

地域の平和と安定に不可欠な要素である。中国との間では意思疎通を維持・強化しつつ、中国が独自の主張に基づく力による現状変更の試みとみられる対応を示していることについては、日本としては事態をエスカレートさせることなく、中国側に自制を求めるとともに、引き続き冷静かつ毅然と対応していく。また、ロシアとの間では、2013年には初の日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）が開催され、幅広い分野で両国の安全保障・防衛協力を進めることで一致したほか、アジア太平洋地域のマルチの枠組みにおいても連携を一層緊密にしていくことを確認した。さらに域外においても、2014年1月にフランスとの間で初めての日仏外務・防衛閣僚会合が日仏間の「特別なパートナー関係」の具体化として開催された。

多国間の安全保障協力については、日本は、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）などに積極的に参加し、多国間の対話や協力にも精力的に取り組んできている。ARFは、アジア太平洋地域における政治・安全保障問題に関する全域的な対話の場である。ASEAN諸国を中心に、北朝鮮も含む26か国・地域等及びEUが参加

しており、地域の安全保障環境の向上や信頼醸成の促進を図る上で重要な国際的フォーラムである。2013年7月にブルネイで開催された第20回ARF閣僚会合では、南シナ海、朝鮮半島、ミャンマーなどの地域情勢を中心に、参加国などの間で率直な意見交換が行われた。また、日本は、個別の分野においてもARF災害救援に関する会期間会合（ISM）の共同議長国（2013年7月～2016年7月）を中国、ミャンマーと務めているほか、2014年には日本で軍縮・不拡散に関するISMを開催する予定である。

さらに、日本は、政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場としてアジア安全保障会議（通称：「シャングリラ・ダイアログ」）や北東アジア協力対話（NEACD）といった民間レベルの対話の枠組みも積極的に活用し、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努めている。

また、2014年1月末から開催された第50回ミュンヘン安全保障会議では、岸田外務大臣が、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、日本が地域及び国際社会の平和と安定、繁栄のためにこれまで以上に積極的に寄与していく決意を表明した。

## (2) 平和構築

### ア 現場における取組

#### (ア) 国連平和維持活動（国連PKO）

国連PKOは、伝統的には、国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結後、内戦の増加などによる国際環境の変化に伴い、国連PKOは、停戦

監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、治安部門改革、選挙、人権、「法の支配」などの分野における支援、政治プロセスの促進、文民の保護など、多くの任務を与えられている。2013年には、15の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、その軍事・警察要員は9万7,000人を超えている（同年12月末現在）。こうした任務

## 平和構築分野での日本の取組

## 現場における取組

## 国際平和協力の推進

- 国連PKOなどへの積極的な貢献
- 多国籍ミッションへの文民派遣

## ODAの拡充

- ODA大綱の重点課題の1つとして積極的に推進
- 様々な援助手法及び体制の整備
- 機動的・効率的な援助の実施

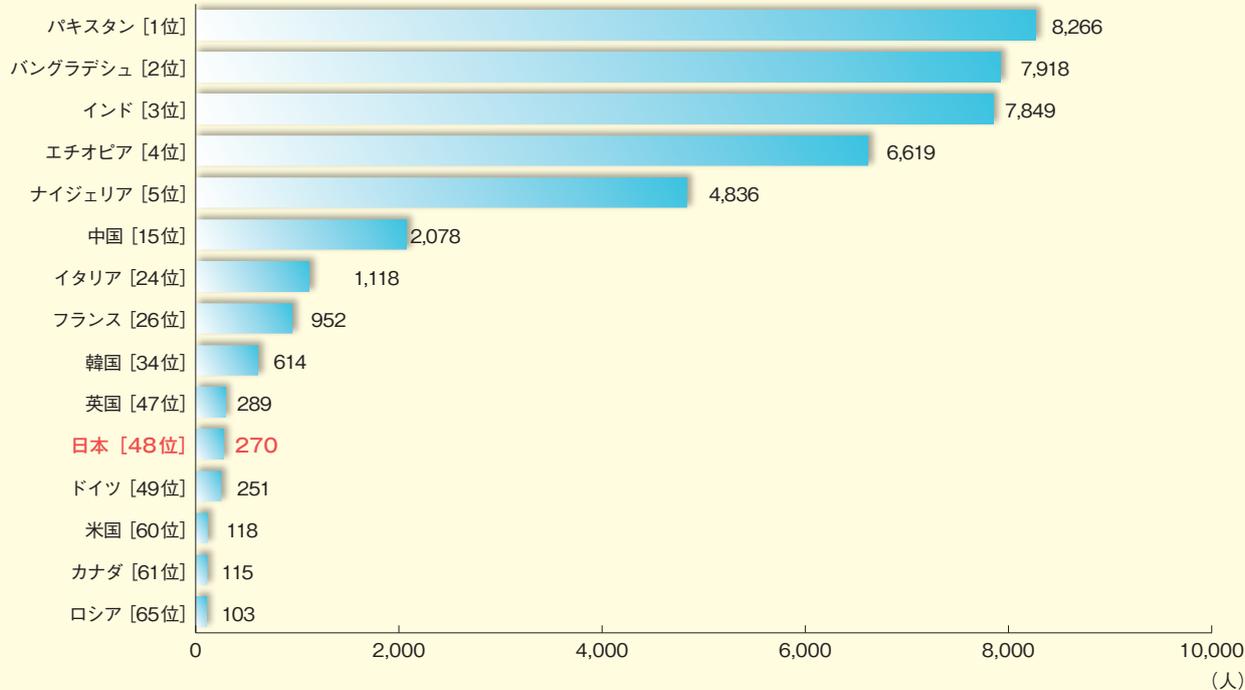
## 国連における取組

- 平和の定着と国造り、オーナーシップの尊重、人間の安全保障などの理念・アプローチの深化
- 国連平和構築委員会及び国連安保理PKO作業部会などにおける知的リーダーシップの発揮

## 人材育成

- 平和構築人材育成事業の推進・拡充
- アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターへの支援
- 国連PKO幹部要員訓練コースの実施

## 国連ミッションへの軍事要員・警察要員の派遣状況 ～上位5か国、G8諸国及び近隣アジア諸国～



(注) 日本は、国連ミッションに404人を派遣しているが、このうち、国連によって経費が賄われない要員は国連統計には含まれていない。  
出典：国連ホームページ等（2013年12月末現在）

の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

日本は、「国際連合平和維持活動への協力に関する法律」(PKO法)に基づき、これまで、計13の国連PKOミッションなどに延べ約9,300人の要員を派遣してきた。現在は、

国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し、2011年からは司令部要員を、2012年からは施設部隊などを派遣している。日本は、UNMISSの活動に関し、国連からの要請に応じて、2013年5月に施設部隊の活動地域を南スーダンの首都ジュバ(中央エクアトリア州)周辺から南部3州(東エクアトリア州、中央エクアトリア州、西エクアトリア州)に拡大することを決定したものの、同年



国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）において、日本のODA事業との連携で、首都ジュバのナバリ地区コミュニティ道路の整備を現地住民と共同で行う自衛隊施設部隊（南スーダン 写真提供：防衛省）

12月中旬から継続している不安定な情勢に伴い、活動地域の拡大は保留状態となっている。

また、日本は、国連PKOに関する経験や知見を国際社会に還元すべく、国連での議論への貢献やシンポジウム開催も行っている。2013年3月には、「PKOにおける施設部隊の意義と役割」をテーマに、ニューヨークにおいてセミナーを開催したほか、国連が進めるPKO活動の質の向上を目的とした施設部隊の活動に関するマニュアル作成においても、主導的な役割を果たしている。

さらに、日本は平和構築分野で活躍する人材を育成するため、日本及びアジアの文民専門家を育成する平和構築人材育成事業（[ウ](#)参照）やアジア太平洋地域の軍人・警官・文民を対象とする日米共催の国連PKO幹部要員訓練コース（詳細については128ページの特集参照）を実施したほか、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する支援も行った。

#### （イ）平和構築に向けたODAなどによる協力

日本の国際協力において、平和構築は重要であり、ODA大綱においても重点課題の1つとして位置付けられている。

平和構築には、紛争の予防や緊急人道支援とともに、紛争の終結、平和の定着や国造りの支援を含めた継ぎ目のない取組が必要とな

る。日本は、人間の安全保障の視点に立ち、特に以下の国・地域において平和構築支援を進めている。

#### ①アフガニスタン

アフガニスタンの自立と安定を支援し、同国を再びテロの温床としないことは、国際社会と日本の平和と安全に関わる最重要課題の1つである。同国の情勢が極めて重要な局面にある中、日本は、①治安維持能力の強化、②タリバーンなど元兵士の社会への再統合、③教育、基礎医療、農業・農村開発、基礎インフラの整備などの開発支援を通じて、大統領・県議会選挙や治安権限移譲プロセスの進展を後押ししている。日本は、同国の平和と安定に積極的な貢献として、2001年以降、総額50億米ドルを超える支援を行っている。

#### ②アフリカ

2013年6月、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）で北アフリカやサヘル地域におけるテロ対処能力向上のため、2,000人を対象とした人材育成及びサヘル地域向け開発・人道支援として1,000億円の支援を表明した。同会議でとりまとめられた「横浜行動計画」では、人間の安全保障の促進のため、「平和と安定・グッドガバナンスの定着」が重点分野の1つとして位置付けられた。

2013年中の平和の定着に対する支援としては、サヘル地域の7か国（セネガル、ナイジェリア、モーリタニア、マリ、ブルキナファソ、ニジェール及びチャド）を対象に、国連薬物犯罪事務所（UNODC）を通じ6億4,200万円を供与し、テロ対策法整備や司法面での地域協力促進などを実施した。また、北アフリカでは、民主的統治体制移行に取り組むチュニジアに対し、国連開発計画（UNDP）を通じて2億5,400万円を供与し、

危機管理関係機関の法的・制度的枠組みや機能強化などを支援した。

ソマリアに対しては、治安維持能力の向上を目的に、警察支援、国境管理能力向上、爆発物・地雷処理、平和構築のための行政機関能力の向上といった支援を行っている。このような協力により、平和がもたらす恩恵を草の根レベルに行き渡らせ、将来の紛争予防に貢献することが期待されている。

### ③イラク

イラクの復興と安定は、日本が取り組む平和構築の最重要課題の1つである。日本は、公約済の総額50億米ドルの資金協力の実施に当たり、支援ニーズに応じ、無償資金協力によるイラク国民の生活基盤の再建から、円借款による中長期的な復興へと比重を移してきた。これら資金協力との効果的な連携のため、人材育成のための技術協力も積極的に実施している。今後は、中長期的な観点から、民間資金の導入も見据えつつ、同国が資源産出国として自助努力で復興・再建していけるよう支援を行っていく考えである。将来、日・イラク関係が経済を中心とした関係に移行していくことが期待される。

## 1 国連における取組：平和構築委員会 (PBC)

地域紛争や内戦は、終結後も適切に事後の手当てがなされないと元の状態に逆戻りしかねない。この問題意識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とし、「平和構築委員会 (PBC)」が設立された。PBCは、国連安保理及び総会と緊密に連携し、ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア及びギニアの6か国に関して、平和構築上の優先課題の特定

や戦略の策定を行い、その実施を支援している。日本は、PBC設立時からのメンバーとして、その経験と知見を最大限活用し、対象国の平和構築戦略の策定と実施に貢献している。

また、同時期に設立された平和構築基金に対し日本はこれまで総額3,250万米ドルを拠出している。

さらに、日本は、2011年からPBCの教訓作業部会議長を務め、過去の取組や教訓の見直しや関係機関との協力強化についても議論を主導している。

2013年9月には、PBC議長国であるクロアチアとUN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)の共催で「女性と平和構築ハイレベル閣僚級会合」が開催された。その際、岸田外務大臣は、平和構築を実現するためには、脆弱な立場ゆえに紛争の影響を受けやすい女性の経済的基盤を整えること、また、関係機関とドナー国が連携することが重要であると発言した。

## ウ 平和構築人材育成事業

紛争後の平和構築には、市民生活の再生や持続的な社会的安定の構築が不可欠である。高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方で、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課題となっている。日本は、平和構築の現場で活躍できる日本及びアジアの文民専門家を育成すべく、「平和構築人材育成事業」を実施しており、2013年度までに約400人を育成してきた。本事業の修了生の多くは、南スーダン、シエラレオネなど世界各地の平和構築の現場で活躍しており、アジア諸国や国連、国際機関などから高い評価を得ている。

## 特集

## ピースキーパー (Peacekeeper) への道

## 1. 国連平和維持活動 (PKO) 幹部要員の訓練

「混乱が生じれば、多くの人々が助けを求めて国連施設に押し寄せる。彼らをいかに保護するかは国連PKOミッションの成否がかかっている。」

2013年11月、外務省において実施された「第3回日米共催国連平和維持活動幹部要員訓練コース (GPOI SML)」の中で、かつて国連PKOの現場で軍司令官を務めた経験を持つ上級指導官が、未来の幹部候補に語りかけました。奇しくも訓練コース終了直後の12月、日本が国連PKOのために自衛隊を派遣している南スーダンの情勢が急激に悪化し、現場のリーダー達は保護を求めて避難してきた約8万人もの人々を守るため、様々な決断を迫られました。いつ事態が急変するか予測のつかない環境で、自分たちの身の安全も確保しつつ人々に降りかかる危険をいかに軽減するのか、最悪の事態を想定して訓練を行うことの重要性が再確認されました。

## 2. 第3回日米共催国連平和維持活動幹部要員訓練コース (GPOI SML)

2013年11月、日本を含むアジア太平洋地域から軍人、警察各分野の現役幹部及び文民専門家が集い、経験豊富な上級指導官等の講義や仮想の国連PKOの幹部としての各種演習を実施しました。講義内容は、今日の国連PKOが直面する複雑な課題に対応しており、これまでの教訓を踏まえて整備されてきたミッションの計画や指揮に関わる戦略から、あらゆる局面で考慮が欠かせない女性や子供を含む文民の保護やジェンダーまで、多岐にわたりました。また、参加者たちは工夫を凝らして交渉演習などに取り組み、折々で、上級指導官たちの実体験を基に解説が付され、幹部要員のあるべき姿が示されました。



第3回日米共催国連平和維持活動幹部要員訓練コース (GPOI SML) 集合写真

## 3. 日本の貢献

過去の修了生の中には、訓練受講後に、緊迫するシリア情勢の中でシリアとイスラエルの兵力引き離しを監視する国際連合兵力引き離し監視軍 (UNDOF) の軍司令官を務めた例もあり、国連PKOの成功を下支えする日米による取組は成果をあげています。また、第3回GPOI SMLに合わせて来日したミュレ国連PKO局次長からも、国連PKOに不可欠な幹部の養成において、日本が主要な役割を担っていることに謝意が表明されました。

今回の訓練コースに参加した18人からは、国連PKOの現場におけるリーダーシップを学ぶ実践的なプログラムであると評価する声が寄せられました。国連PKOの諸課題 (文民の保護、ジェンダー、平和構築との連携など) 及びその解決方法を学びながら、普段はあまり接点のない国や組織の参加者と国連PKOの現場を疑似体験したことはとても有意義なものでした。GPOI SMLは、将来世界各地の平和を担っていくピースキーパーたちの道しるべといえるでしょう。

### (3) 治安上の脅威に対する取組

#### ア テロ対策

2013年は、1月に発生したアルジェリアにおける日本人等に対するテロ事件を大きな契機として、過去の取組の成果を基礎に多国間及び地域的なレベルで国際テロ対策を更に強化した。

2013年1月、アルジェリアのテロ事件の直後、岸田外務大臣は、「国際テロ対策の強化」を柱の1つとする新たな外交政策を発表した。その具体策として、北アフリカ・サヘル地域のテロ対策のため、国連薬物犯罪事務所（UNODC）などの国際機関を通じたテロ対処能力向上支援プロジェクトなどに取り組んでいる。

多国間のレベルでも、6月のG8ロックアーン・サミット（於：英国）の際の首脳コミュニケでは、北アフリカ地域のテロ対策のため、治安の能力構築、多国籍企業の保護、不安定化のより広い要因への対処などに取り組むことの必要性が合意された。日本もこの取組に積極的に参画している。また、9月のグローバル・テロ対策フォーラム<sup>1</sup>の第4回閣僚級会合には岸田外務大臣が出席し、上述の「国際テロ対策の強化」への取組や第5回アフリカ開発会議（TICAD V）で表明したサヘル地域への取組などの日本の貢献を紹介した。

地域レベルでは、ASEAN地域フォーラム（ARF）の枠組みにおいて、2月に東京でマレーシアを共同議長国として、過激化対策に関するワークショップを主催した。また、5月にバンコク（タイ）で第8回日・ASEANテロ対策対話を開催し、各国が実施するテロ対策プロジェクトに協力したほか、ASEAN + 3（日中韓）の枠組みや、9月にはASEAN

+ 日本の枠組みで国境を越える犯罪に関する閣僚会議を初めて開催した。

二国間では、2月に日米テロ対策協議（於：東京）、6月に日・アルジェリア治安・テロ対策対話（於：アルジェリア・アルジェ）を開催したほか、9月には日露テロ対策協議（於：モスクワ）を開催し、各国との連携を強化している。

日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国などがテロの温床になるのを防ぐため、各国の能力向上支援を重視している。具体的には、ODAを活用し、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧化学・生物・放射性物質・核（CBRN）テロ対策、⑨テロ防止関連諸条約<sup>2</sup>実施などの分野で、技術協力や機材供与などの支援を行っている。特に、2013年においては、従来からの重点地域である東南アジア地域に加え、北アフリカ・サヘル地域においても支援を強化した。

国際的な制裁措置がテロとの闘いにおいて果たす役割は大きい。日本は、外国為替及び



グローバル・テロ対策フォーラム第4回閣僚級会合に出席する岸田外務大臣（左から2番目）（9月27日、ニューヨーク）

1 テロ対策に関する新たな多国間の枠組みとして米国から提唱され、2011年9月に設立。実務者間の経験・知見・ベストプラクティス（成功事例）の共有や、「法の支配」、国境管理、暴力的過激主義対策などの分野における能力向上支援の実施などを目的とする。G8を含む29か国及びEUがメンバー（国連はパートナー）。

2 テロ防止関連諸条約については、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku\\_04.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.html)を参照。日本は13のテロ防止関連条約を締結している。

2013年1月から12月までに発生した主要なテロ事件（報道などに基づく。）

1月16日	アルジェリア・イナメナスにおけるテロ イナメナスのガスプラント等においてテロが発生し、日本人10人を含む40人が死亡した。
4月15日	米国・ボストンにおける爆弾テロ ボストンマラソン大会において爆弾テロが発生し、3人が死亡、200人以上が負傷した。
5月22日	英国・ウーリッジにおける兵士襲撃 ロンドン・ウーリッジで兵士1人がナイジェリア系英国人の2人組の男に刃物等で襲撃され、死亡した。
7月21日	イラク・バグダッド近郊における刑務所襲撃 首都バグダッド近郊に所在する2か所の刑務所が武装集団により襲撃され、アル・カーイダの構成員を含む500人以上の収容者が脱走した。
9月21日	ケニア・ナイロビの大型ショッピングモールにおけるテロ 首都ナイロビのショッピングモールでテロが発生し、少なくとも67人が死亡、175人以上が負傷した。
9月22日	パキスタン・ペシャワールにおける自爆テロ ペシャワールの教会で自爆テロ事件が発生し、85人が死亡、140人以上が負傷した。
10月21日	ロシア・ボルゴグラードにおける自爆テロ 南部ボルゴグラードの路線バスで自爆テロが発生し、少なくとも実行犯を含む7人が死亡、30人以上が負傷した。
11月19日	レバノン・ベイルートにおける爆弾テロ事件 ベイルートのイラン大使館で爆弾テロ事件が発生し、少なくとも25人が死亡し、150人が負傷した。
12月5日	イエメン・サヌアにおける国防省庁舎襲撃 首都サヌアにおいて国防省庁舎に対する襲撃が発生し、外国人医師・看護師を含む少なくとも50人以上が死亡、160人以上が負傷した。

著作権の関係上表示できません

在イラン大使館において爆弾テロ事件が発生した様子。少なくとも25人が死亡、150人以上が負傷（11月19日、レバノン・ベイルート 写真提供：AFP=時事）

外国貿易法に基づいて資産凍結などの措置を実施し、出入国管理及び難民認定法に基づきテロリストなどを退去強制措置の対象とするなど、テロリストに対する制裁措置を定める国連安保理決議を着実に履行している。

1 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議及び犯罪防止

刑事司法委員会は、犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成の中心機関である。日本は、4月に開催された犯罪防止刑事司法委員会において、環境犯罪対策への取組を紹介するなど議論に積極的に参加している。

日本は、国際組織犯罪分野における国際的な法的枠組みの整備により、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進するために、国際組織犯罪防止条約及び補足議定書の締結について検討を進めている。

日本は、UNODCに設置されている犯罪防止刑事司法基金に2013年度に約55万7,000米ドル（このうち、同基金内のテロ防止部には約10万3,000米ドル）を拠出した。これは、UNODCが実施するアジアにおける腐敗対策、サイバー犯罪対策、テロ対策プロジェクトなどに使用される予定である。

## ウ 腐敗対策

2013年、日本は、腐敗対策の一環としてG8が推進する海外に流出した腐敗収益の没収や元の国への返還を図る「財産回復」の協力を積極的に進めた。6月のG8ロックアーン・サミットで作成が合意された「G8財産回復ロードマップ」（2012年策定の「G8財産回復行動計画」の実施状況や今後の取組予定を記載）を作成し、対外公表したほか、10月にマラケシュ（モロッコ）で開催された第2回財産回復アラブフォーラムに参加した。また、G20の枠組みでは、G20腐敗対策作業部会を中心とした腐敗対策の取組に参画し、外国公務員贈賄罪に係る法執行に関する原則や賄賂の要求の撲滅に関する原則の採択にかかる議論に参加した。このほか、政府の財やサービスの調達過程における公平性や透明性を高める取組を継続していくことなどを確認した。

また、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗に、有効に対処するための措置や国際協力などを規定した国連腐敗防止条約の締結についても、検討を進めている。

さらに、日本は、財産回復の共助要請国側のキャパビル支援の必要性を踏まえ、UNODCへの拠出を通じて、中東諸国向け財産回復支援プロジェクト（約10万米ドル規模）を初めて実施することを決定した。

## エ マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）<sup>3</sup>が、各国が実施すべき国際的基準や、新たな視点からの対策についても議論を進めており、日本は設立時からのメ

ンバー国としてこれらの議論に積極的に参加している。また、2008年の対日相互審査に関し、日本はその後の状況や取組をFATF全体会合において説明している。

## オ 人身取引対策

人身取引の手口の巧妙化・潜在化などの近年の情勢を踏まえ、日本は、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、国際捜査共助の充実化や被害者の帰国支援、ODAを活用した国際支援などの国際的な取組に積極的に参画している。また、2013年には、人身取引対策に関する日・タイ協力の枠組みの下、様々な機会を活用し、両国間の人身取引対策に係る協力強化などに関する意見交換を継続している。さらに、国際移住機関（IOM）への拠出を通じた人身取引被害者への帰国支援も行っている。

## カ 不正薬物対策

麻薬委員会（CND）は、薬物分野における国際的な政策形成の中心機関である。2013年3月に開催された麻薬委員会では、需要削減、供給削減、マネーロンダリング対策・司法協力の3点が主な議題となり、日本からも各分野の取組状況を報告した。また、日本は、英国及びオーストラリアと共に、近年深刻化している新精神活性物質（NPS）の対策に関する決議案を提案し、採択された。このほか、タイ及びペルーが提案し採択された代替開発に関する決議の共同提案国となった。

さらに、2013年度は、UNODCに設置されている国連薬物統制計画基金に約65万米ドルを拠出し、ミャンマーにおける不法ケシ栽培<sup>かくせいざい</sup>モニタリング、新興薬物対策、覚醒剤を始

3 1989年のG7アルシュ・サミット（於：フランス）において、国際的なマネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組み。日本を含め、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に34か国・地域及び2国際機関が参加。マネーロンダリング、テロ資金供与対策や大量破壊兵器の拡散資金対策について各国が実施すべき国際的基準をFATF勧告として定め、勧告の実施に向けた取組が不十分な国・地域を、マネーロンダリングやテロ資金供与の深刻な問題・脅威が認められる国・地域として特定し、公表している。

めとする合成薬物のモニタリングなどのプロジェクトを実施した。さらに、平成25年度補正予算により、アフガニスタン及び周辺国

の国境管理支援など、UNODCの薬物対策プロジェクトに対し総額約500万米ドルの拠出を決定した。

## 4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

### (1) 概観

日本は、自国の安全を確保・維持し、また、日本国憲法がうたっている平和主義の理念を基礎として、平和で安全な世界を目指すため、国際社会の責任ある一員として軍縮・不拡散に取り組んでいる。その対象は、大量破壊兵器（一般に核兵器・生物兵器・化学兵器を指す）、通常兵器、ミサイルを含む運搬手段とそれらの関連物資・技術である。

核兵器については、日本は唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」を実現させるべく、様々な外交努力を行っている<sup>4</sup>。現在の国際的な核軍縮・不拡散体制の基礎となっているのは、核兵器不拡散条約（NPT）である。日本は、このNPT体制を維持・強化するために、現実的かつ実践的な提案を打ち出して行くに当たり、非核兵器国12か国<sup>5</sup>からなるグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）」をオーストラリアと共に主導し、NPT運用検討会議準備委員会への作業文書の提出や共同ステートメントの発表な

どを通じ、具体的貢献を行っている。

核兵器以外の大量破壊兵器である生物兵器や化学兵器、また、通常兵器についても、関連する条約の運用の強化と普遍化に向けた努力を日本として行っている。

このほか、ジュネーブ軍縮会議（CD）における兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）などの新たな条約交渉の開始や国際原子力機関（IAEA）<sup>6</sup>の保障措置<sup>7</sup>の強化・効率化に向けて日本として取り組んでいる。

各種の国際輸出管理レジームや「拡散に対する安全保障構想」（PSI）<sup>8</sup>、核セキュリティ強化<sup>9</sup>に向けた取組についても積極的に参画している。

さらに、二国間の対話を通じた軍縮・不拡散外交も積極的に行っており、二国間原子力協力協定の締結などによる原子力の平和的利用の促進やロシア退役原子力潜水艦の解体支援など<sup>10</sup>、その活動は多岐にわたっている。

4 より詳細な日本の核軍縮・不拡散分野の政策については2013年発行の「日本の軍縮・不拡散外交（第六版）」（外務省編[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun\\_hakusho/2013/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2013/index.html)）を参照。

5 2010年9月に日本、オーストラリアが立ち上げ、カナダ、チリ、ドイツ、ポーランド、メキシコ、オランダ、トルコ、アラブ首長国連邦、フィリピン及びナイジェリアの計12か国が参加。

6 IAEAは、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とし、1957年に設立された。事務局はウィーンに設置されている。最高意思決定機関は全加盟国で構成され年1回開催される総会である。総会に対して責任を負うことを条件に、35か国で構成される理事会がIAEAの任務を遂行する機関として機能している。2013年12月現在、159か国が加盟。天野之弥氏が2009年12月以降事務局長を務めている。

7 IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、査察などの手段により、核物質が平和的目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認活動（査察、各国の計量管理（核物質の在庫量の管理）記録のチェックなど）。NPT締約国たる非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内の全ての核物質について保障措置（包括的保障措置）を受け入れることが求められている。

8 PSIとは、大量破壊兵器などの拡散阻止のため各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同してとり得る措置を実施・検討するための取組で、2003年5月に発足。2013年12月現在102か国が、PSIの活動に参加・協力している。日本は、PSI海上阻止訓練を2004年及び2007年の2度主催し、2010年11月に東京においてオペレーション専門家会合（OEG）を主催したほか、2012年7月には日本で行うものとしては初のPSI航空阻止訓練を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。2013年5月には、PSI創設10周年を記念するハイレベル政治会合がPSI参加国のうち72か国の参加を得てポーランドにて開催され、日本からも参加した。

9 核物質等がテロリストやその他の犯罪者の手に渡ることを防ぐための措置。

10 原子力潜水艦解体作業で取り出された原子炉区画を長期陸上保存するために必要な機材を供与（2012年）。

## (2) 核軍縮

### ア 核兵器不拡散条約 (NPT)

2010年のNPT運用検討会議で合意されたNPTの3本柱（①核軍縮、②核不拡散、③原子力の平和的利用）に関する将来に向けた具体的な行動計画を各国が着実に実施していくことが重要である。次回の2015年運用検討会議に向けて、2013年にジュネーブで第2回準備委員会が行われた。なお、同行動計画で2012年に開催することとなっていた中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議は、2013年現在も開催の目途が立っていない。

### イ 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)

NPDIは、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、軍縮・不拡散分野における国際社会の取組を主導している。2013年4月にハーグで行われた第6回外相会合では、核兵器の役割低減や非戦略核など、2015年NPT運用検討会議第2回準備委員会に提出する作業文書に合意した。また、岸田外務大臣から、「ユース非核特使」制度の立ち上げが表明された。9月の第7回外相会合では、ナイジェリアとフィリピンが新たにグループに参加した。2014年4月には広島においてNPDI外相会合が開催される予定となっている。

### ウ 包括的核実験禁止条約 (CTBT)<sup>11</sup>

日本は、NPTを基礎とする核軍縮・不拡

散体制を支える重要な柱であるCTBTの早期発効を重視し、未批准国への働きかけなどの外交努力を継続している。2013年9月、国連本部において第8回CTBT発効促進会議が開催された。岸田外務大臣は、事実上の国際規範となりつつある核実験の禁止に関し3つの行動<sup>12</sup>を提案し、国際社会の先頭に立って取り組んでいく決意を改めて表明した。また、発効促進のための賢人グループの活動支援と核実験を探知するためのシステムに対し、45.5万米ドルを供与した。

### エ 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT: カットオフ条約)<sup>13</sup>

CDにおけるFMCTの交渉がパキスタンの反対により開始されていないことを受け、2012年に国連総会でFMCTに関する政府専門家会合 (GGE) の設置が決定された。GGEは2014年及び2015年に開催されることとなっており、日本はGGEメンバーとして交渉開始に資する議論となるよう貢献していく。

### オ 軍縮・不拡散教育

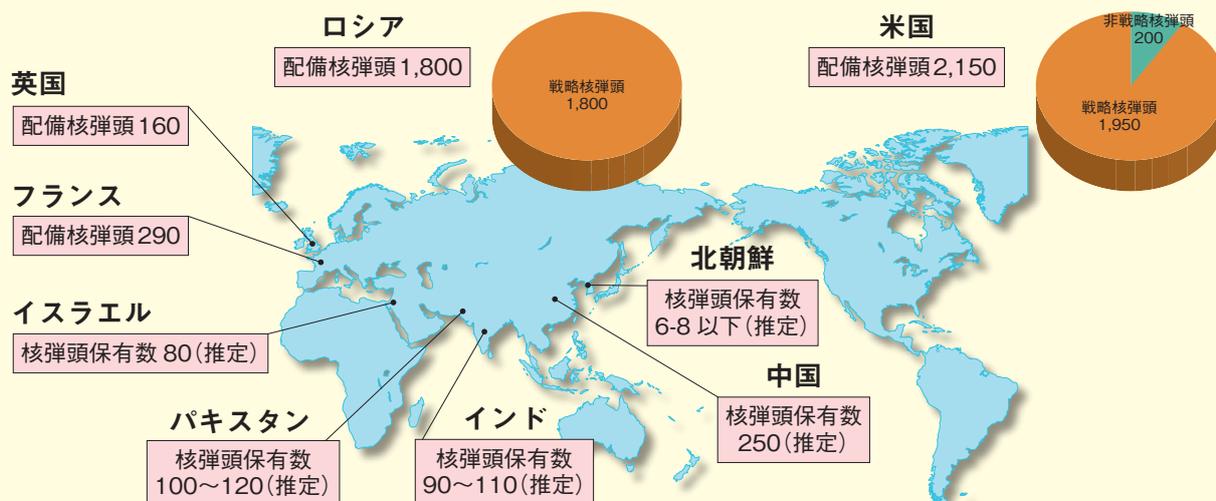
近年、軍縮・不拡散問題への取組を推進する上で、市民に対する軍縮・不拡散についての教育の重要性が国際社会に広く認識されてきており、日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散教育を積極的に推進してきている。日本の取組として、被爆証言の多言

11 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる場所における核兵器の実験的爆発及び核爆発を禁止。1996年に署名開放されたが、2013年3月現在、条約発効のために批准が必要な国（発効要件国）全44か国のうち、中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国が未批准、インド、北朝鮮、パキスタンが未署名のために未発効となっている。

12 ①核実験が行われた場合の国際社会全体による協調的かつ強固な反対を呼びかけ、核実験の禁止に関する国際規範化を推進すること、②CTBTにおける国際監視制度 (IMS) の有効性を事例と共に示しつつ、当該ネットワークを早急に完成させる重要性を訴えること、③各国による政治的アクションを強化し、発効要件国の批准に向け全ての国がそれぞれの立場から積極的に働きかけ、行動すること。日本としても、各国と連携しつつ、CTBT発効促進に向けたハイレベルでの働きかけを積極的に行っていくことを表明。

13 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想。

世界の核弾頭数の状況（2013年）



出典：ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）年鑑 2013年版

語化、各国若手外交官の被爆地研修の実施、NPT運用検討会議のプロセスにおける作業文書の提出や演説を実施している。このほか、被爆経験者を「非核特使」として委嘱し、国際会議等で被爆体験証言をするなど被爆の実相を国内外に伝達する活動を政府として後押ししている。さらに、日本における国連軍縮会議開催に際した協力も行っている。近年被爆者が高齢化する中、これまでの「非核特使」制度に加え、2013年6月に新たに若い世代を対象とした「ユース非核特使」制度を創設し、広島・長崎の被爆の実相を世代を越えて語り継いでいく取組にも重点を置いている。

**カ** その他の多国間での取組

2013年9月、国連総会において、核軍縮に関するハイレベル会合が開催され、日本から安倍総理大臣及び岸田外務大臣が出席した。また、10月、国連総会第1委員会において

ニュージーランドが行った核兵器の人的結末に関する共同ステートメントについて、これが日本の安全保障政策や核軍縮アプローチとも整合的な内容に修正されたことを踏まえ、参加した。さらに、12月に開催された第68回国連総会においては、日本が1999年以降毎年提出している核軍縮決議が過去最多の102か国の共同提案国を集め、賛成169、反対1（北朝鮮）、棄権14と圧倒的多数の支持を得て採択された。

**キ** その他の二国間での取組

核軍縮・不拡散及び環境汚染防止の観点から、日露非核化協力委員会を通じ、ロシアにおける退役原子力潜水艦解体関連事業を実施している<sup>14</sup>。また、ウクライナやカザフスタンとの間でそれぞれ設立した非核化協力委員会を通じ、核セキュリティ強化に資する協力を実施している<sup>15</sup>。

<sup>14</sup> 退役原子力潜水艦解体事業「希望の星」は、2002年6月のG8カナナスキス・サミット（於：カナダ）において合意された。大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的とする「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されたもので、2009年12月までに計6隻を解体して完了した。2010年8月からは、解体した原子力潜水艦の原子炉区画を安全に保管するため原子炉区画陸上保管施設の建設に対する協力を実施している。

<sup>15</sup> また、2011年1月、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会を通じ、ハリコフ物理化学研究所核セキュリティ強化、さらに、同年11月、日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会を通じ、カザフスタン核セキュリティ防護資機材整備に対する協力をそれぞれ実施している。

### (3) 不拡散

#### ア 大量破壊兵器などの拡散防止の取組

日本は、不拡散体制の強化のために様々な外交努力を行っている。日本はIAEA指定理事国<sup>16</sup>としてその活動に人的・財政的貢献を行っている。国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるIAEAの保障措置については、日本は、より多くの国が追加議定書<sup>17</sup>を締結するようIAEAが主催する地域セミナーへの人的・財政的支援を含め、IAEAと協力し、様々な協議の場で各国に働きかけている。

輸出管理レジームは、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち、かつ、適切な輸出管理を支持する国々による協調のための枠組みである。核兵器、生物・化学兵器、ミサイル<sup>18</sup>、通常兵器それぞれの輸出管理レジームに、日本はすべて参加し、貢献している。特に、原子力供給国グループ（NSG）に対しては、ウィーン日本政府代表部が事務局の役割を果たしている。

また、日本は「拡散に対する安全保障構想（PSI）」の取組を重視しているほか、不拡散体制への理解促進と取組の強化を目指し、アジア不拡散協議（ASTOP）<sup>19</sup>やアジア輸出管理セミナー<sup>20</sup>を通じ、アジア諸国を中心に地域的取組の強化のための働きかけを行っている。さらに、ロシアや中央アジアなどで大量破壊兵器やその運搬手段の研究開発に関与していた科学者などを国際科学技術センター（ISTC）を通じて平和目的の研究に従事させ

ることにより、大量破壊兵器に関する知識・技能の拡散防止と国際的な科学協力に貢献している。

#### イ 地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル開発の継続は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核開発は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。

2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画の存在を認め、これを契機に核問題が再び深刻化し<sup>21</sup>、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルが発射され、10月には核実験実施に至った。

その後六者会合においては、2007年に「共同声明の実施のための初期段階の措置」及び「共同声明の実施のための第二段階の措置」が採択され、右措置の一環として、寧辺<sup>ヨンピョン</sup>の3つの核施設の無能力化がされたが、まもなく北朝鮮はこれらの措置の中断を発表した。北朝鮮は、2009年4月にミサイルを発射、5月に核実験を実施するなど、強硬姿勢を強めた。

また、2010年11月には、北朝鮮は訪朝したヘッカー・スタンフォード大学教授らに、ウラン濃縮施設等を視察させた。さらに、2012年には4月と12月の2度にわたり、累次の国連安保理決議に違反してミサイルの発射を行った。

16 IAEA理事会で指定される13か国。日本を始めG8などの原子力先進国が指定されている。

17 包括的保障措置協定に追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大されるなど、検認活動が強化される。2013年12月現在、122か国が締結。

18 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）があり、日本は2013年5月から1年間議長国を務めている。

19 ASTOPとは、日本のほか、ASEAN10か国、中国、韓国、米国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドが参加し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う日本主催の多国間協議。最近では2013年11月に開催された。

20 アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などの参加により、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催しており、最近では2013年2月に開催し、41か国・地域・機関が参加した。

21 2003年1月、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、その後、1994年10月に米朝間で署名された「合意された枠組み」の下で凍結していた5メガワットの試験炉を再稼働させ、使用済み核燃料棒の再処理を再開した。

2013年に入ってから、北朝鮮は依然として核・ミサイルの開発を継続しており、2月には3度目となる核実験を強行した。これを受け、国連安保理は3月に決議第2094号を採択した。加えて、北朝鮮は4月には寧辺の核施設の再稼働の意思を表明した。同年夏頃より、黒鉛減速炉の再稼働の兆候が報道されている。日本は、引き続き北朝鮮に対し、ウラン濃縮活動の即時停止を含め、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄に向けた措置を着実に実施するよう強く求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き米韓を含む関係国と緊密に連携していく考えである（第2章第1節1(1)「北朝鮮」参照）。

また、イランの核問題も、国際的な核不拡散体制への重大な挑戦である。2003年以降、その活動の停止などを求めるIAEA理事会決議<sup>22</sup>及び国連安保理決議<sup>23</sup>がそれぞれ採択されてきた。それにもかかわらず、イランはウラン濃縮関連活動を継続していたが、2013年8月ローハニ政権が発足して以降、交渉姿勢に変化が現れた。11月、EU3（英仏独）+3（米中露）との協議において、イランは

20%濃縮ウランの5%への希釈又は酸化ウランへの転換、アラク重水炉に関する活動の停止に合意した。また、IAEAとの協議<sup>24</sup>では、イランがガチン鉱山や重水製造施設の関連情報と管理されたアクセス等を提供することなどで合意した。同時期にイランを訪問した岸田外務大臣は、IAEA追加議定書の批准・実施などのIAEAとの完全な協力、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准などの措置をとることを働きかけた。日本はIAEA及びEU3+3とイランの合意を問題の包括的解決に向けた具体的な一歩であると評価する一方で、引き続き問題の包括的解決に向けた努力が行われることが重要であるとの立場である。米国を始めとするEU3+3などと緊密に連携しながら、イランとの伝統的友好関係に基づく働きかけを継続し、問題の平和的・外交的解決に向けた貢献を行っていく。

シリアによるIAEA保障措置の履行に関する問題も、2008年以降、IAEA理事会において取り上げられている。2011年、IAEA理事会は、デイル・エッゾールにおける未申告での原子炉建設がIAEA保障措置協定下の違反

**22** 2003年9月のIAEA理事会決議や10月のEU3（英国、フランス、ドイツ）とのテヘラン合意を受け、イランは濃縮関連活動の停止の約束のほか、保障措置に関する是正措置やIAEA追加議定書の署名など一時的には前向きな対応を見せたものの、活動を継続した。また、2004年11月のEU3とのパリ合意により同活動を停止したものの、2005年8月には再開している。これを受け、2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議を採択し、これ以降、イランの核問題は国連安保理でも協議されるようになった。

**23** これまでイランの核問題に関連し、累次の国連安保理決議が採択されているが、これらの決議は、国連憲章第7章下で、イランに対し、全ての濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止、未解決の問題の解決などのため、IAEAに対するアクセス及び協力を提供することを義務付け、また、追加議定書の迅速な締結を要請しており、決議第1835号は、イランに対しこれら4本の決議の義務を遅滞なく遵守するよう求めている。また、決議第1737、1747、1803号は、核関連物資の対イラン禁輸やイランの核・ミサイル関連個人・団体の資産凍結などの憲章第7章第41条下のイランに対する措置を含んでおり、決議第1929号は、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の拡大、弾道ミサイル開発の規制、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査などの包括的な措置を含んでいる。

**24** IAEAとイランとの間の協力のための枠組みについての共同声明（11月11日）

1. 合意内容

- ・ IAEAとイランは、全ての未解決の問題の解決を通じ、イランの核計画が完全に平和的性質であることを確保するための協力と対話を強化する。
- ・ この関連で、双方は、全ての現在及び過去の問題を解決するためのIAEAによる検証活動において更に協力する。この協力には、イランがIAEAに対し、透明性のための措置を実施すること及び核施設に関し適時に情報を提供することが含まれる（詳細は下記2参照）。
- ・ IAEAは、管理されたアクセス及び機密情報の保護を含め、イラン側の安全保障上の懸念を考慮する。
- ・ 最初のステップとして、双方は、（下記2の）実際の措置に合意し、イランは、（関連施設に対する）アクセスと情報をこの合意の日（11月11日）から3か月以内に提供する。

2. 今後3か月以内に、イラン側が取るとされた措置

- (1) 相互に合意された範囲でのガチン鉱山（イラン国内のウラン鉱山）についての関連情報と管理されたアクセスの提供
- (2) 相互に合意された範囲での重水製造施設（注：かねてよりプルトニウムの製造に結びつきやすくとされ、懸念されてきたイランの重水炉施設の一部）についての関連情報と管理されたアクセスの提供
- (3) 全ての新規の研究炉についての情報提供
- (4) （イラン側により）原発建設予定地として指定された16か所の特定に関する情報提供
- (5) 追加的な濃縮施設に関してなされたイラン側発表の明確化
- (6) レーザー濃縮技術に関してなされたイラン側発表に関する更なる明確化

## 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器（関連物質などを含む）の軍縮・不拡散体制の概要

	大量破壊兵器			大量破壊兵器の運搬手段(ミサイル)	通常兵器 (小型武器、対人地雷を含む)	
	核兵器	生物兵器	化学兵器			
軍縮・不拡散のための条約等	核兵器不拡散条約(NPT)(★)(190) 1970年3月発効	生物兵器禁止条約(BWC)(170) 1975年3月発効	化学兵器禁止条約(CWC)(★)(190) 1997年4月発効	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)※(136) 2002年11月採択	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)(114) 1983年12月発効	国連小型武器行動計画(PoA)※ 2001年7月採択
	IAEA包括的保障措置協定(NPT第3条に基づく義務)(★)(173) 1971年2月モデル協定採択				対人地雷禁止条約(156) 1999年3月発効	トレーシングに関する国際文書※
不拡散のための輸出管理体制	IAEA追加議定書(★)(122) 1997年5月モデル議定書採択				クラスター弾に関する条約 2010年8月発効	
	包括的核実験禁止条約(★)(未発効)(CTBT) 1996年9月採択 (批准国数:161、発効要件国44か国中36か国が批准)				武器貿易条約(未発効)(ATT) 2013年4月採択	
新しい不拡散イニシアティブ	原子力供給国グループ(NSG)(48) 原子力専用品・技術及び関連汎用品・技術 1975年設立	オーストラリア・グループ(AG)(41) 生物・化学兵器及び関連汎用品・技術 1985年設立		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)(34) ミサイル本体及び関連汎用品・技術 1987年設立		ワッセナー・アレンジメント(WA)(41) 通常兵器及び関連汎用品・技術 1996年設立
	ザンガー委員会(39)原子力専用品 1974年設立					
	拡散に対する安全保障構想(PSI) 2003年5月31日立ち上げ					

(注1) 図表中の(★)は検証メカニズムを伴うもの。

(注2) ( )内の数字は2013年12月現在の締結・批准・加盟国数。

(注3) 通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足。

(注4) ※は政治的規範であって法的拘束力を伴う国際約束ではない。

を構成することを認定した。シリアがIAEAに対して完全に協力し、事実関係が解明されるためにも同国が追加議定書を署名・批准

し、これを実施することが極めて重要である。

#### (4) 原子力の平和的利用

##### ア 多国間での取組

近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性などから、原子力発電の拡充や新規導入を計画する国が増加しており、東京電力福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている<sup>25</sup>。

一方、原子力発電に利用される技術や機材、核物質が軍事転用が可能であることや、一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得ることから、原子力の平和的利用に当たっては、①核不拡散、②原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）、③核セキュリティ（核テロ対策）の「3S」<sup>26</sup>の確

<sup>25</sup> IAEAによれば、2013年12月現在、原子炉は世界中で436基が稼働中であり、72基が建設中（<http://www.iaea.org/programmes/a2/>）。

<sup>26</sup> 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

保が重要である。日本はこれまで、二国間、多国間の枠組みを通じて、「3S」確保の重要性に関する国際社会の共通認識を形成するための外交を展開している。

また、東京電力福島第一原発の状況について適切な情報発信を行うとともに、国内外の叡智と技術を集結してその解決に取り組むこととしている。このため、IAEAによる廃炉レビューミッション（2013年4月及び11月）、除染ミッション（2013年10月）、海洋モニタリング専門家（2013年11月）の受入れなど、国際社会との連携・協力を進めている。

また、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくとの観点から、日本とIAEAは、緊急事態の準備及び対応の分野における訓練活動を行うため、「IAEA緊急時対応能力研修センター」（IAEA・RANET・CBC）を2013年5月に福島県に指定し、国内外の関係者を対象とした研修を実施している。

### ① 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の確保の観点から、原子炉のような原子力関連資機材等を移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

また、日本は、「3S」を重視する観点から、最近の原子力協定においては、原子力安全面に関する規定も設けており、協定の締結により、原子力安全の強化などに関し、協定に基づく協力の促進も可能となる。

福島第一原発の事故後も、日本の原子力技術に対する期待が、引き続き複数の国から表明されている。二国間の原子力協力については、同事故に関する経験と教訓を世界と共有することにより、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことが日本の責務である。この認識の下、相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有するものを提供していく考えである。このため、原子力協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討していくこととしている。

なお、日本は、2013年末までに米国、英国、カナダ、オーストラリア、フランス、中国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシアとの間でそれぞれ原子力協定を締結し、トルコとアラブ首長国連邦との間でそれぞれ原子力協定の署名を行った。

### ② 核セキュリティ・サミット

核セキュリティについては、2001年の米国同時多発テロ事件以降国際的な関心が高まっており、2010年の米国に続き、2012年には、第2回目となるサミットがソウルで開催された（第3回は2014年オランダのハーグで開催）。日本は、ソウル・サミット時に立ち上げた輸送セキュリティ作業部会を主導するなど国際的な貢献を積極的に行うとともに、国内の核セキュリティ強化の取組も原子力規制委員会を中心に進めている。

## 特集

## 核セキュリティ（いわゆる核テロ対策）の強化

## 1. 核セキュリティ

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は新たな緊急性をもってテロ対策を見直し、その取組を強化しています。核物質や放射線源がテロリストの手に渡り悪用された場合、人々の生命・財産への被害や、広域の社会・経済への大きな影響も想定されます。こうした核テロを未然に防ぐための対策が核セキュリティであり、国際社会の喫緊の共通課題となっています。

## 2. 注目を浴びる日本の取組

2013年7月に、IAEA主催では初めての核セキュリティに関する閣僚級会議である「核セキュリティに関する国際会議：グローバルな努力の強化」（於：ウィーン）が開催されました。この会議で、日本は、これまで一貫して、保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）に、核セキュリティ（Security）を加えた「3S」の重要性を主張してきたこと、2012年には「3S」を独立した組織で一元的に扱う原子力規制委員会を設置したことなどを紹介しました。さらに、国際的取組として、



各国の能力構築支援にも活用されるバーチャル・リアリティ・システムを用いた模擬訓練の様子（写真提供：JAEA/ISCN）

2010年に日本原子力研究開発機構（JAEA）内に立ち上げた核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）が、IAEAなどとの協力の下、アジア諸国を中心とする各国の能力構築支援を行ってきており、今後も貢献を継続することを表明しました。

また、2013年11月には、日本が主導して、他の有志国（米国・英国・フランス・韓国）と共に、核物質及びその他の放射性物質の輸送セキュリティに関する机上演習を開催しました。この結果を受け、2014年3月のハーグ核セキュリティ・サミット（於：オランダ）の際に、輸送セキュリティ強化に向けた共同声明と提言を含むレポートを発表する予定です。

## 3. 中・長期を見据えて

日本は、原子力発電の利用経験が長く、核燃料サイクルを推進しており、高い水準の技術や人材を有しています。防護の対象となる使用済み燃料等の核物質や放射性物質も多く保持しているため、日本の取組に対する各国からの注目度も高く、また、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した国として果たすべき役割は重大です。このため、今後とも核セキュリティ・サミットを始めとする様々な場において積極的に貢献していくことが、原子力を利用する日本の責務と考えています。

また、2014年1月の岸田外務大臣による政策スピーチにおいて、核不拡散に関する新たな政策理念として、「3つの阻止」を打ち出しましたが、その中でも「核テロの阻止」を掲げています。2013年12月に閣議決定された「世界一安全な日本」創造戦略の中に掲げている国内の核テロ対策強化と併せ、引き続き、核セキュリティを国政の重要課題と位置付けて取り組んでいきます。

## (5) 生物兵器・化学兵器

### ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）<sup>27</sup>は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2013年は、8月に専門家会合が、また、12月に締約国会合が開かれた。日本は、専門家会合において、バイオ技術・生物剤が本来の目的から外れ悪用・誤用され得るという二重用途性（デュアル・ユース）の認識を取り込んだ科学者の行動規範に関する専門家による発表を行うなど条約強化のための議論に貢献した。

### イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）<sup>28</sup>は、化学兵器の開発・生産・保有・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）が設置

されている。日本は、加盟国を増やすための協力、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化及びそのための国際協力につき積極的に取り組んでいる。

シリアの化学兵器については、2013年9月以降、その廃棄のため、OPCWの決定及び関連する国連安保理決議に従って、国際社会の努力が行われている。日本としても、二度と化学兵器が使用されることがないように、可能な限りの協力を行うこととしている。OPCW及び国連の活動を財政的に支援するとともにOPCWの査察官として勤務経験を有する陸上自衛官を派遣する用意があると表明している。

また、日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化した化学兵器と同様に廃棄義務を負っている。中国と協力しつつ、1日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。

OPCWは、これまでの化学兵器全面禁止に向けた貢献とシリアにおける対応が評価され、2013年ノーベル平和賞を受賞した（詳細については95ページのコラム参照）。

## (6) 通常兵器

### ア クラスター弾<sup>29</sup>

日本は、クラスター弾の人道上の問題を深刻に受け止め、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施するとともに、クラスター弾

に関する条約（CCM）<sup>30</sup>の締約国を拡大する取組を継続している。また、ラオスやレバノンなどのクラスター弾の被害国に対し、不発弾処理や被害者支援事業の協力を行っている<sup>31</sup>。

27 1975年3月発効。締約国数は170か国（2013年12月現在）。

28 1997年4月発効。締約国数は190か国（2013年12月現在）。

29 一般的に、航空機などから投下、発射される容器の中に複数の子弾を内蔵した弾薬のこと。不発弾が多いことが問題とされ、不発弾による民間人の被害が問題となっている。

30 クラスター弾の使用、所持、製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2013年12月現在の締約国数は、日本を含め84か国。

31 クラスター弾対策及び対地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、政府開発援助（ODA）白書を参照。

## イ 小型武器

事実上の大量破壊兵器とも称される小型武器は、その操作の手軽さゆえに、非合法拡散が続いている。少なくとも年間50万人が小型武器の使用の結果死亡しているとされ、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの問題の一因となっている。日本は、毎年、国連小型武器決議の国連総会への提出を始め、国連における取組に貢献すると同時に、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策プロジェクトを支援している。

## ウ 対人地雷

日本は、実効的な対人地雷禁止と被害国への地雷対策支援（地雷除去、被害者支援等）の双方を強化する包括的な取組を推進している。アジア太平洋地域各国への対人地雷禁止条約（オタワ条約）<sup>32</sup>締結の働きかけに加え、1998年以降、49か国・地域に対して約530億円を超える地雷対策支援を実施してきている。2013年12月に開催された第13回締約国

会議において、日本は、2年間の任期で、同条約の枠組における地雷除去に関する常設委員会の議長に就任した。また、地雷対策支援のドナー国から成る「地雷対策支援グループ（Mine Action Support Group）」の議長役も、2014年1月から務めることとなった。

## エ 武器貿易条約（ATT）

通常兵器の国際貿易を規制するための国際的な共通基準を確立し、不正な取引等を防止するためのATTが、2013年4月に国連総会で採択され、日本は、ATTの署名開放日の6月3日に署名を行った。日本は、ATTの原共同提案国としてATTの作成を主導した。2013年9月にニューヨークで開催された、ATTハイレベル会合において、岸田外務大臣は、日本の早期締結に向けた決意を表明するとともに、武器主要取引国を含む全ての国に対して早期署名及び早期締結に向けた努力を呼びかけた。

# 5 国際公共財（グローバル・commons）

## (1) 開かれ安定した海洋

近年、資源の確保や自国の安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に南シナ海においては沿岸国と中国との間で領土権等をめぐる争いが発生しており、海洋における法の支配、航行の自由の確保・推進に懸念が生じている。

力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」は、日本だけでなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠な公共財であり、これを維持・発展さ

せていくことが必要である。このような観点から、日本は海洋秩序の安定・維持と航行・飛行の自由や安全の確保に尽力している。

## ア 海洋の秩序

### (ア) 日本にとっての海洋秩序の重要性

日本は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、石油、鉱物などのエネルギー・資源の輸入のほぼすべてを海上輸送に依存している。また、国土面積が小さく、天然資源の乏しい

<sup>32</sup> 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2013年12月現在の締約国数は、日本を含め161か国。

島国である日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源は、経済的な観点から重要である。それらを確認するためにも、日本は海洋秩序の安定・維持に積極的に貢献する必要がある。

#### (イ) 国連海洋法条約と日本

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、「法の支配」に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約は、公海における航行の自由及び上空飛行の自由を始めとする海洋の利用に関する諸原則、海洋の資源の開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定する。さらに、同条約によって、国際海洋法裁判所（ITLOS）、大陸棚限界委員会や国際海底機構という国際機関が設立されている。同条約は、2012年に、採択から30周年を迎え、2013年8月現在、165の国とEUがこれを締結するなど、その普遍性も高まっている。

世界の主要な海洋国家である日本にとって、同条約が根幹を成す海洋秩序は、日本が海洋権益を確保し、海洋に関する活動を円滑に行うために不可欠なものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、同条約の締約国会議などでの議論に積極的に貢献するとともに、同条約の下での公正な海洋秩序の構築、維持及び発展に尽力している。

#### (ウ) 国連海洋法条約に基づき設置された国際機関に対する日本の貢献

ITLOSは、海洋に関する紛争の平和的解決や海洋分野における法秩序の維持と発展のために、国連海洋法条約に基づき設置された裁判所である。海洋国家であり、また国際社会における「法の支配」を推進する日本に

とって、ITLOSが果たす役割は重要である。日本は、ITLOSに対し、財政的貢献のみならず、柳井俊二裁判官（2011年からITLOS所長）を輩出するといった人的貢献も行っている。

また、日本は、同じく同条約に基づき設立された大陸棚限界委員会や国際海底機構に対しても、財政的貢献を行っているほか、設立時から継続して委員を輩出するといった人的貢献も行っている。

### イ 海上安全保障

航行・飛行の自由や安全の確保に関しては、日本は、アジア及びアフリカでの海賊対策を始め、様々な取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、積極的な貢献をしている。

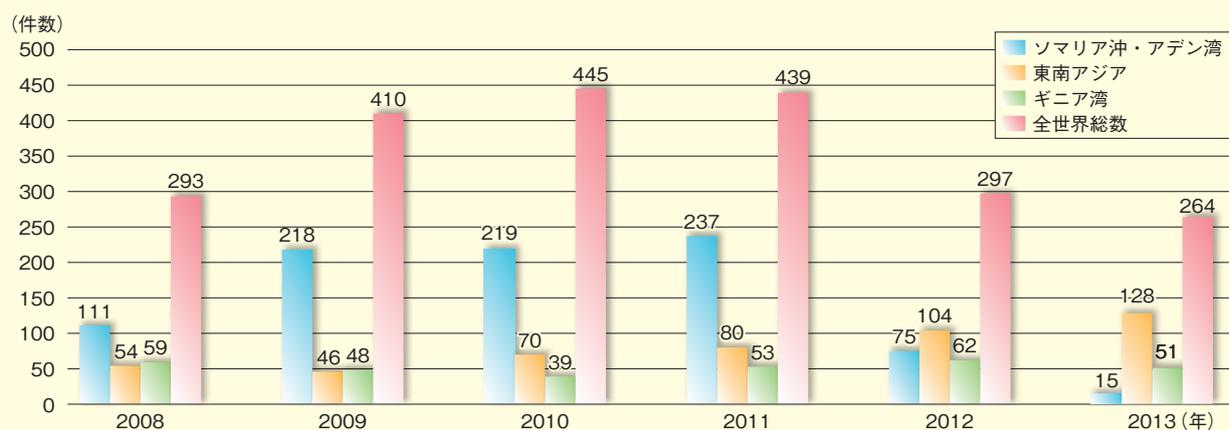
#### (ア) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策（海賊・武装強盗事案の現状）

国際商工会議所（ICC）国際海事局（IMB）の発表によれば、2013年のソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案（以下「海賊等事案」という。）の発生件数は15件を数えた。発生件数は前年（2012年）の75件に比べ大幅に減り、乗っ取り数も2件と、前年の14件を大幅に下回った。これは、各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組が一定の成果を上げたことを示すものといえる。しかしながら、ソマリア沖の海賊は、依然として多数の船舶と人質を拘束しているほか、その活動領域をアデン湾東方や西インド洋まで拡大するなど、引き続き船舶の航行安全にとり大きな脅威となっている。

#### (海賊対処行動の延長と護衛実績)

日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦2隻及びP-3C哨戒

全世界の海賊等事案発生件数（国際海事局（IMB）年次報告による）



機2機を派遣し、海賊対処行動を実施している。2013年7月、日本政府は、海賊対処法に基づく海賊対処行動を2014年7月23日まで更に1年間延長することを閣議決定した。また、2013年12月から、海賊対処を行う海上自衛隊は、従来のエスコート方式による護衛に加え、第151連合任務部隊（CTF151）に参加し、ゾーンディフェンス<sup>33</sup>を実施している。

海上自衛隊の護衛艦2隻（海上保安官8人が同乗）は、2013年の1年間に106回の護衛活動で380隻の商船を護衛した。加えて、P-3C哨戒機は、ジブチ共和国内に設置された自衛隊独自の活動拠点を基点にして、217回の任務飛行を行い、警戒監視や情報収集、他国艦艇への情報提供を行った。自衛隊が提供した情報に基づいて各国海軍が海賊の武装解除を行った例も多く、海上自衛隊の活動は、各国政府や民間船舶関係者から高く評価されている。

#### （海賊対策における国際協力の推進）

日本は、ソマリア沖において海賊等事案が急増した原因がソマリア情勢の不安定化にあることを踏まえ、ソマリア沖海賊問題の根本

的な解決に向けて、関係国・国際機関と緊密に連携しつつ、ソマリア周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を推進している。

日本は、国際海事機関（IMO）の設置した基金に対し、計1,460万米ドルを拠出している。同基金を通じて、イエメン、ケニア及びタンザニアに情報共有センター（ISC）が設置されたほか、ソマリア及びその周辺国の海上保安能力向上のための地域訓練センター（ジブチ）の建設が進められている。また、これら各国における海賊の訴追及び取締能力向上支援のための国際信託基金に計350万米ドルを拠出している。同基金を通じて、ソマリア周辺国の法廷などの整備や裁判所関係者の訓練・研修が実施されている。このほかにも、日本は2013年4月から、海賊対策を含めたソマリア周辺国の海上保安能力強化を目的として、ジブチ沿岸警備隊の能力拡充のための技術協力プロジェクトを実施している。

また、ソマリアの安定に向けては、日本は、2007年以降、治安向上、人道支援、雇用創出及び警察支援のため、総額2億9,803万米ドルを拠出している。

<sup>33</sup> 艦艇が特定の海域の中にとどまって警戒監視を行うことにより、航行する船舶を海賊行為から防護する活動。海域は、ソマリア沖・アデン湾のうち、CTF151司令部から参加する各国の部隊の艦艇に対して割り振られる。

## 国際海事機関事務局長からのメッセージ

私は、運輸省（当時）で海事行政に携わった後、1989年に日本政府から派遣されて以来、IMO職員として国際海運に関する様々な課題に取り組み、2011年には、日本政府からの候補として事務局長選挙で当選し、2012年1月から事務局長を務めています。

1912年のタイタニック号の事故以来、旅客船や外航貨物船の安全基準は、国際条約で取り決められてきましたが、1948年に、戦後の国際海運秩序の発展のため、新たな国連の専門機関としてIMOが設立されてからは、この国際機関が国際海運を規制する様々なルールを策定してきました。

IMOを設立した条約は、10年間発効しませんでした。当時大きな船腹量を持った日本が条約を締結することにより、1958年ようやく発効しました<sup>(注)</sup>。このため、当時、日本はIMOの父と言われていました。

その後、活動の範囲は広がり、現在は、地球温暖化対策を含む海洋環境規制や海上セキュリティ、開発途上国の船員教育や海事育成のための技術協力、円滑な海運を阻害する措置の廃止のための国際協力などをその任務としています。また、国連ソマリア沖海賊対策コンタクトグループと共に海賊対策を進め、日本政府の支援を得てジブチに地域訓練センターの設立を進めています。



2013年11月、IMO本部（ロンドン）で開催されたIMO第28回総会にて冒頭演説を行う関水事務局長

事務局長の任務は、予算、人事、事業の推進などのマネジメントのほか、国連や様々な国際機関でIMOを代表したり、加盟国の外交団や王室代表に対応することなど多岐にわたります。国際公務員の仕事の魅力は、出身国を含む特定の国の利害を超えて、あくまで中立的な立場で国際社会の利益のために働くことですが、事務局長のポストは、まさにその醍醐味を味わえるものです。

国連とその専門機関には、やり甲斐のある仕事が多くあります。日本の若い方々には、国連に入って働き、国際社会の発展のために日本人として貢献することに大いに興味を持っていただけるよう期待します。

国際海事機関事務局長  
関水康司

(注) IMOを設立した条約は、当時総トン数100万トン以上の船腹量を有した7か国を含む21か国の締結が発効の要件となっていた。

### (イ) アジアにおける海賊対策

アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) は、日本が主導し作成され、2006年に発効した。シンガポールに設立されたReCAAPの情報共有センター (ReCAAP-ISC) では、各締約国が海賊・武装強盗情報を共有することができ、国際的にも高く評価されている。

ソマリア沖・アデン湾の海賊対策として、イエメン、ケニア及びタンザニアに設置された情報共有センターを始め、ReCAAPをモデルとした地域協力が進められている。日本は、ReCAAP-ISCに対する資金拠出を通じ、こうした取組を支援しており、2014年1月には、ReCAAP-ISCと上記3センターの会議が開催された。

## (2) サイバー

サイバー空間における脅威は日々増大しており、日本の政府機関、民間企業などに対するサイバー空間を利用した侵害行為や敵対行為 (サイバー攻撃) も増加している。サイバー攻撃に関する近年の傾向としては、匿名性が高く、痕跡が残りにくい、また、地理的・時間的制約を受けることが少なく、短期間のうちに不特定多数の者に影響を及ぼしやすいといったサイバー空間の特性の利用が挙げられる。特定の目的を持つと考えられる高度なサイバー攻撃が活発になっていることで、いくつかの攻撃については、国家の関与が指摘されている。これは、一国のみで対応することは極めて困難な世界共通の切迫した課題であり、国際社会全体としての連携や協力が不可欠となっている。

多様化し、高度化するサイバー攻撃に対しては、国家、国民の生命や財産を守るための能力や制度を構築することが、国家安全保障上及び経済上の大きな課題である。そのため、日本は、サイバー空間を利用した行為に対する従来の国際法の適用の問題や規範の策定といった国際的なルール作り、サイバー攻撃への対処能力の強化、信頼醸成などの取組を共通の認識を有する関係国などと共に進め

ている。特に、サイバー空間における国際的なルール作りにおいては、サイバー空間を利用した行為に対しても従来の国際法が当然適用されるとの立場の下に、国際場裏での議論に積極的に参画している。2013年5月には、外務大臣が情報セキュリティ政策会議<sup>34</sup>の構成員となり、同会議において決定された、国際連携・共助のための「サイバーセキュリティ国際連携取組方針」に基づき、国際社会との連携に取り組んでいる。

多国間の枠組みでは、2013年4月のG8外相会合で、主要な議題の1つとしてサイバーセキュリティに関する議論が行われた。また、日本は、2013年10月のサイバー空間に関するソウル会議に政府代表団を派遣した。さらに、サイバー空間に関する国際的な行動規範作成や信頼醸成措置及び能力構築等についての議論を行うため、15か国により開催された国連におけるサイバー安全保障に関する政府専門家会合にも、2013年には2回、外務省のサイバー政策担当大使を派遣している (1月及び6月)。アジア地域においても、ASEAN地域フォーラム (ARF) やASEAN+3会合などの枠組みの下、「日ASEAN国境を越える犯罪に関する閣僚会議」

34 情報セキュリティ政策会議は、日本の情報セキュリティ問題の根幹に関する事項を決定する会議。議長は内閣官房長官。

などでサイバー分野に関する議論が始まっている。日本としても、アジア諸国との協議・対話を通じて、同地域でのサイバー空間に対する関心や関与をより高めるべく努めている。また、日本は、サイバー犯罪に対する国際協力を進めるためのサイバー犯罪条約のアジア地域初の締約国である。この条約は、現時点ではサイバー空間の利用に関する唯一の多数国間条約であり、この条約に従ってより多くの国がサイバー犯罪の予防と対処に努めることが望ましい。日本は、この条約の普及及び締約国拡大に向け、サイバー犯罪条約委員会での議論に積極的に参加し、ASEAN地域に対する能力構築支援の普及に努めている。

二国間の取組としては、米国、英国及びインドとの間でサイバー分野での協議・対話を

実施するとともに、北大西洋条約機構(NATO)やその他の主要先進国・機関などと様々な場で意見交換を行っている。米国とは、2013年5月の日米サイバー対話において、脅威認識の共有、重要インフラ防護を始めとするサイバー領域での具体的対処の在り方、国際的なルール作りといった分野での協力を深化させることで一致している。また、ロシアとは、2013年11月の日露外務・防衛閣僚協議(「2+2」)でサイバー安全保障協議の立ち上げ・定例化に合意している。このように、日本は各国などとの協議・対話や国際会議などへの参加により、連携・協力を行っている。これらを引き続き推進するとともに、国際社会との連携や官民協力を促進し、より一層、サイバー空間における安全保障上の課題に取り組んでいく。

### (3) 宇宙

近年、宇宙利用国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進み、宇宙ゴミ(スペースデブリ)対策や衛星同士の衝突の回避、さらには衛星破壊(ASAT)実験のような行為の制限が必要となり、国際的な規範作りの必要性が高まっている。また、宇宙技術は、日本の安全保障を確保していく上で有益な手段の1つである。このように宇宙空間が持つ外交・安全保障上の意味は近年ますます大きくなっており、外務省は2012年に総合外交政策局に宇宙室を設置し、以下のような取組を行っている。

#### ア 宇宙空間の活用に関する国際的な規範作り

安全な宇宙環境を醸成するため、日本は国際的な規範作りに積極的に参加している。

衛星衝突・スペースデブリのリスク軽減、ASAT実験・行為の抑制などに関する「宇

宙活動に関する国際行動規範」EU案については、5月にキエフ(ウクライナ)、11月にバンコク(タイ)でそれぞれ開催された2回のオープンエンド協議への参加を始め、ASEAN諸国に対する同行動規範の議論への参加の働きかけを行うなど、同行動規範の採択に向けて積極的な活動を行った。12月にはハノイ(ベトナム)で開催された第20回アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF-20)を利用し、日本の有識者がスペースデブリの問題点や規範作りの重要性などについて講演を行うなど、日本として宇宙環境の保全や規範作りの重要性に対するアジア太平洋地域諸国の意識向上に努めた。

宇宙空間の平和利用などに関する議論を行う場である国連宇宙空間平和利用委員会(UNCOPUOS)では、日本人として初めて、堀川康独立行政法人宇宙航空研究開発機構

(JAXA) 技術参与 (外務省参与) が議長を務めている。このほか、2013年のUNCOPUOS本委員会において、UNCOPUOSの将来の役割を提言する討議ペーパーを提出するなど、多国間による宇宙協力の推進に貢献した。また、UNCOPUOSの法律小委員会の議題の1つである「国際協力メカニズムのレビュー」におけるワーキンググループでは、青木節子慶應義塾大学教授が議長を務め、さらには、科学技術小委員会において、宇宙活動の長期的持続可能性を確保するためのガイドライン (指針) についての議論に積極的に貢献している。

### イ 宇宙をめぐる国際協力の推進

日本は、衛星本体のみならず、技術的知見や人材育成も含んだ宇宙関連システムをパッケージとして国際展開することを通じて、各国への支援を推進している。また、宇宙技術を活用したODAの実施により、気候変動、防災、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献している。

さらに、二国間及び多国間での対話を推進している。米国との間では、3月に宇宙の民

生分野と安全保障分野を包括的に取り扱った初めての会合である「宇宙に関する包括的日米対話」を立ち上げたことを始め、日米宇宙政策協議 (民生・商業利用) など、多くの意見交換を行った。また、EUとの間では、11月に日EU宇宙政策対話の立ち上げに合意した。

2014年1月にワシントンDCで開催された国際宇宙探査フォーラム (ISEF) に参加し、同フォーラムは、次回は2016年又は2017年に日本で開催されることになった。

### ウ 安全保障政策の一環としての宇宙政策の推進

安全保障上、宇宙の開発利用は極めて重要であり、日本では特に米国との安全保障分野に関する宇宙協力を推進している。5月、日米宇宙状況監視 (SSA) 協力取極を締結し、10月の日米安全保障協議委員会 (「2+2」) では、この分野における協力の推進の必要性を確認した。

また、7月には安全保障分野における日米豪宇宙協議を開催し、二国間及び多国間の宇宙協力について幅広く意見交換を行った。

## 6 国際社会の安定に向けた取組

### (1) 国際連合 (国連)

#### ア 日本と国連の関係

2013年9月に開会した第68回国連総会には、安倍総理大臣及び岸田外務大臣が出席した。安倍総理大臣は一般討論演説を行ったほか、ハドソン研究所主催行事及びニューヨーク証券取引所でもスピーチを行った。また、オランダ・フランス大統領、ローハニ・イラン大統領、シャリフ・パキスタン首相、アッシュ第68回国連総会議長、<sup>バンギムン</sup>潘基文国連事務

総長との会談や、アフリカ地域経済共同体議長国 (RECs) との首脳会合を行った。このほか、ミレニアム開発目標 (MDGs) 特別イベント、サイドイベント「ポスト2015：保健と開発」、核軍縮ハイレベル会合に出席し、「日本の再生～女性が輝く社会の実現～」をテーマとしたレセプションを開催した。さらに、米国有識者、ニューヨークで活躍する女性、国連日本人職員との懇談を行った。

安倍総理大臣は、一般討論演説において、「女性が輝く社会」の実現に焦点をあて、女性の社会進出を促すことで成長率を高める（「ウイメノミクス」）べく、国内での改革を進展させると同時に、今後、3年間で30億米ドルを超す政府開発援助（ODA）を実施するなど国際的な取組に積極的に貢献することを表明した。また、「積極的平和主義」の考えの下、世界の平和と繁栄に積極的に貢献する姿勢を表明した。さらに、シリア難民支援や周辺国支援として、新たに6,000万米ドル相当の追加支援を発表した。

岸田外務大臣は、サイドイベント「ポスト2015年：保健と開発」及び国連安保理改革に関するG4外相会合の議長、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）第7回外相会合の共同議長を務めた。このほか、核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合、シリア・フレンズ閣僚会合、日・カリコム外相会合など20の多国間会合及び地域機関との会合に出席した。また、9か国（英国、フランス、ドイツ、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ミャンマー、イラン、エジプト）の外相とそれぞれ会談を行った。

このように、世界中の国の要人が集まる国連総会の「場」を最大限活用して、地球規模課題解決に向けた日本の多国間外交を展開するとともに、各国要人との二国間会談を精力的にこなして二国間関係の強化を図り、国際社会に向けて日本の政策や立場を積極的に発信した。

一方で、国連からは、2013年6月に、潘基文国連事務総長が第5回アフリカ開発会議（TICAD V）に出席するため訪日したほか、8月には、イエレミッチ第67回国連総会議長が訪日し、広島での平和記念式典に出席した。

## ① 国連安全保障理事会（国連安保理）、国連安保理改革

### （ア）国連安全保障理事会

国連安保理は、国連の中で、国際社会の平和と安全の維持について主要な責任を有している。国連安保理決議に基づく国連PKOなどの活動は多様さを増しており、大量破壊兵器の拡散、テロなどの新たな脅威への対処など、年々、その役割は拡大している。

日本は、過去10回安保理非常任理事国を務め、引き続き国連安保理の意思決定に主体的に参画する観点から、2015年の非常任理事国選挙に立候補している。

### （イ）国連安保理改革

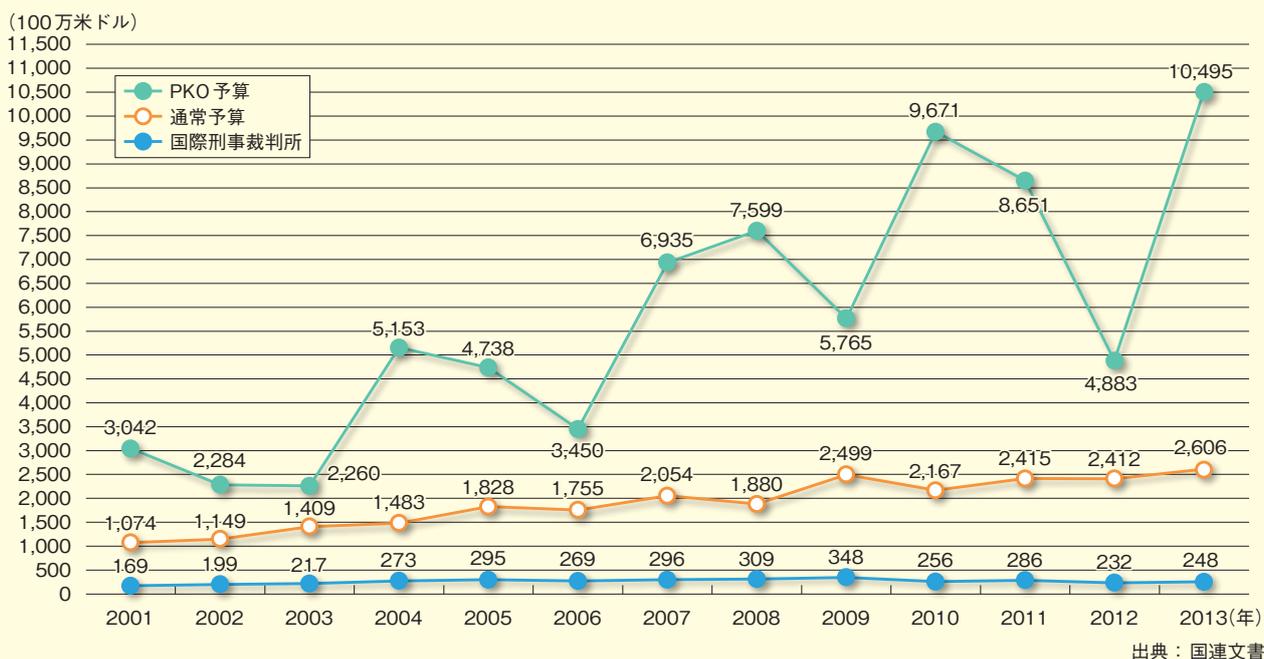
国連安保理の構成は、国連発足後68年がたつ現在も基本的には変化しておらず、国際社会では、代表性改善と実効性向上の2つの側面から、国連安保理改革を早期に実現すべきとの認識が共有されている。

日本は、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを実施している。

### （ウ）国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連安保理改革に関する政府間交渉は2013年も継続されたが、各国・各グループはこれまでの立場を述べるだけであり、議論は収斂<sup>しゅうれん</sup>していない。4月と6月に続き、12月には第68回国連総会において、初めての政府間交渉が開催された。また、2013年9月に就任したアッシュ国連総会議長は、政府間交渉に資する簡潔な文書を作成することなどを目的とした「アドバイザー・グループ」を立ち上げた。同グループは、政府間交渉の土台となる文書を作成し、総会議長に提出した。

## 国連通常予算（分担金）の推移



G4外相会合における岸田外務大臣（9月26日、ニューヨーク）

日本は、引き続き政府間交渉に積極的に取り組むとともに、様々な外交機会を捉え、柔軟な姿勢で各国と対話を行い、改革実現に向けて取り組んでいる。

具体的には、6月には、TICAD Vの機会に、安倍総理大臣主催でアフリカ諸国との初の首脳レベル会合を開催した。9月には国連総会の機会を活用し、G4（日本、ドイツ、インド、ブラジル）外相会合を開催し、国連創設70周年である2015年に向けて具体的な進展が得られるよう、最大限努力していくことを確認した。

## 国連行財政

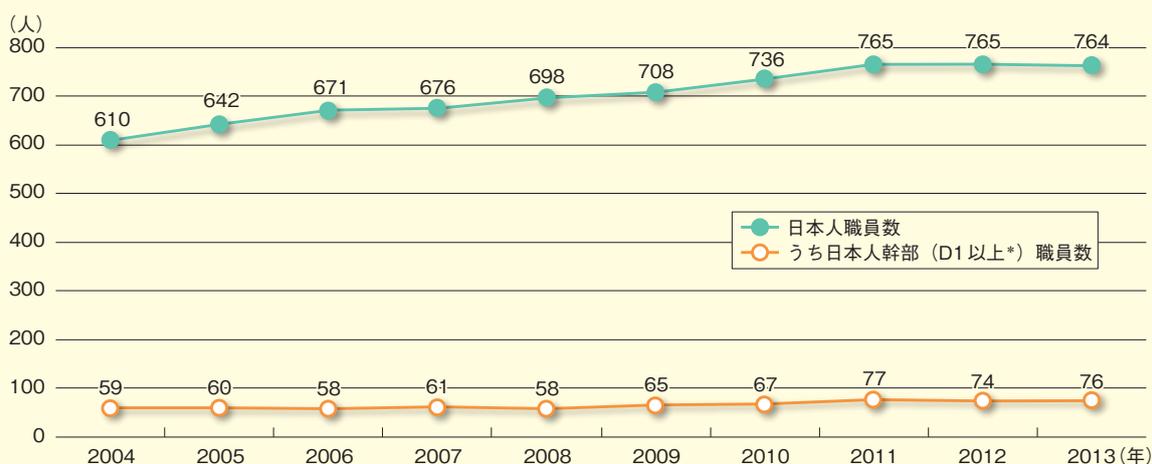
## (ア) 国連予算

国連の予算は大きく分けて通常予算（1月から翌年12月までの2か年予算）とPKO予算（7月から翌年6月までの1か年予算）で構成されている。

2013年においては、このうち、通常予算について、2014/2015年度の予算審議が行われ、12月に約55.3億米ドルの予算が承認された（2012/2013年度最終予算（約55.7億米ドル）比で約0.6%減）。今回の予算審議に際しては、各国の厳しい国内経済情勢を反映し、2か年予算として16年ぶりに職員ポストの削減（219ポスト）を実現した。一方、リオ+20の合意を受け、国連環境計画（UNEP）の予算増額を認めたほか、化学兵器禁止機関・国連のシリア共同ミッションなどの特別政治ミッションの活動費として約6億米ドルを承認するなど、メリハリのついた予算となった。

また、国連PKO予算については、6月に、2013/2014年度の国連PKO予算が承認され、予算額は約75.4億米ドル（前年修正予算比約3.0%増）となった。

国連関係機関に勤務する日本人職員数の推移（専門職以上）



\*国連における職員のレベル。D1以上が幹部職員レベルであり、USG、ASG、D2、D1に分かれている。  
各年1月現在（外務省調べ）

### （イ）日本の貢献

国連の活動を支える予算は、各加盟国に義務的に割り当てられる分担金と各加盟国が政策的に拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、日本の分担金については、2013年は、通常予算分担金として約2.8億米ドル、国連PKO予算分担金として約11.3億米ドルとなっている。この額は、国連加盟国中、米国に次いで2番目である。日本は主要財政負担国の立場から、国連が加盟国から与えられた予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう、予算などを吟味するとともに、国連事務局に働きかけを行っている。

また、潘基文事務総長も優先課題と位置付ける国連マネジメント改革の推進や、業務効率化のための短期的かつ中長期的な具体策・課題への取組といった行財政分野での改革については、加盟国間の立場の違いもある。このため、直ちに具体的な進展を見るといった状況にはない。日本は、予算の肥大化に歯止めをかけたい先進国と開発分野を中心に少しでも多くの予算を確保したい途上国との意見の相違を踏まえつつ、国連における具体的な

行財政改革が進むよう、積極的に各加盟国や国連側との協議に取り組んでいる。

### 工 国際機関で働く日本人

地球規模の課題への対応において、国際機関の果たす役割は高まっており、国際機関で働く職員の任務と責任もますます重要なものになってきている。日本が財政面のみならず人的・知的な面でも積極的な貢献を行うことは、日本が国際機関と連携しつつ、課題解決に取り組むために不可欠である。日本は国際機関における日本人職員を増加させるための施策を行っている。

具体的には、①ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度<sup>35</sup>の実施、②優秀な人材の発掘・育成、③広報活動と応募支援などを行っている。2013年には、外務省はその一環として、10月に、初めて複数の国連機関と合同で、国際機関における採用方法などについての説明会を日本国内で実施した。今後も国際機関で働く日本人職員を増やすための取組を行っていく。

35 国際機関で働くことを志望する者を政府の経費負担で国際機関に派遣し、職務経験を積ませることにより正規職員への道を開くことを目的とした制度

## (2) 国際社会における「法の支配」

### ア 「法の支配」とは

日本は、「法の支配」には①新しい国際法秩序の形成・発展というルール形成、②国際法に基づき国家間の紛争を平和的に解決していくという紛争解決、及び③各国国内における法整備という3つの側面があるとの考えに基づき、国内外においてそれぞれの分野で様々な貢献をしてきている。

#### (ルール形成)

日々形成されている国際ルールに構想段階から積極的に参画し、日本の理念や主張を反映させていくことが重要である。日本は、国連国際法委員会（ILC）や国連総会第6委員会における国際法の法典化作業、ハーグ国際私法会議や国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）などにおける国際私法分野の条約とモデル法などの作成作業など、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に参加してきている。ILCにおいては、村瀬信也委員（上智大学名誉教授）が条文草案の審議などを通じて国際法の発展に寄与してきている。加えて、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）のような地域的な国際法フォーラムにも、人材面・財政面で貢献している。また、2013年9月には、日本政府の協力の下、世界各国の著名な国際法学者が一堂に会する万国国際法学会総会がアジアで初めて日本で開催された。

また、航空、海事、労働、郵便、情報通信、観光など経済・社会の様々な分野においても国際社会の経済的・社会的な発展、安全、必要な秩序等を確保する必要がある。日本は、専門分野ごとに設置されている国連専門機関において、それらを確保するとともに、日本にとって好ましい国際環境を作るた



国際司法裁判所（ICJ）における口頭弁論の様子（右手前が日本代表团）  
（写真提供：ICJ）

めに、新たな国際ルールの形成及び既存のルールの見直しに関する議論に、必要な外交上の取組を行いつつ、専門的・技術的観点から積極的に参加してきている。

#### (紛争の平和的解決)

日本は、国際法にのっとった紛争の解決を一貫して重視してきている。このため、国際司法裁判所（ICJ）の強制管轄権を受諾し、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際裁判所に対して人材面、財政面を含め様々な貢献を行っている。具体的には、ICJの小和田 恆<sup>ひさし</sup>裁判官、国際海洋法裁判所（ITLOS）の柳井俊二所長、国際刑事裁判所（ICC）の尾崎久仁子裁判官などを輩出し、多くの国際司法機関に継続して人的な貢献を行っている。また、日本はITLOS及びICCにおける最大の財政貢献国であり、これら貢献を通じて国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。

2013年6月から7月にかけては、日本による南極海での調査捕鯨をめぐり、2010年5月にオーストラリアが日本をICJに提訴した「南極における捕鯨」事件の口頭手続がハーグ（オランダ）のICJで行われた（2014年1月末時点で判決の時期は未定）。この事件は、

「法の支配」を唱道する日本にとり、国際連合の主要な司法機関であるICJで初めて当事国となったという意味でも重要な事案であった。日本は、鶴岡公二外務審議官を政府代理人とし、外務省と水産庁が合同で入念に準備した上で事実関係と法的議論の両面から、日本の調査捕鯨が国際捕鯨取締条約に合致した活動であることを主張した。

#### (国内法整備)

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を適切に整備するだけでなく、各国内における「法の支配」を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や「法の支配」に関する国際協力に積極的に取り組んでいる。

#### ① 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、ICCに対し、2007年10月の加盟以来、その活動を一貫して支持し、様々な貢献を行っている。日本はICCに対する最大の分担金拠出国である。また、人材面では、加盟以来複数の裁判官を輩出しており（現職は尾崎久仁子裁判官）、裁判官指名諮問委員として福田博元最高裁判所判事、また、被害者信託基金理事長として野口元郎元クメール・ルージュ法廷最高審判事がICCの活動に貢献している。

ICCは設立条約であるローマ規程発効から10年を超え、国際刑事司法機関としての活動を本格化させている。これに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立に向

けたより一層の努力が求められるとともに、証人の保護や被害者の訴訟参加手続の早期確立が課題となっている。これらについては2013年11月の締約国会議における議題となり、日本を含む各国から重要性が強調され、関連の決議が採択された。

アフリカ連合（AU）は10月の臨時総会においてケニヤッタ・ケニア大統領などに対するICCでの裁判を任期満了まで中止するべきとの決定を行ったが、11月に行われた締約国会議では、これに関連した議論も行われ、手続証拠規則が改正され、通信技術を使用した在廷や弁護人による代理出席の際の条件などが定められた。日本もその議論に積極的に参加した。

こうしたICCに関する取組に加え、日本は、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などを一層確実に行えるようにしている。また、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備に積極的に取り組んでいる。具体的には、刑事共助条約（協定）<sup>36</sup>、犯罪人引渡条約<sup>37</sup>及び受刑者移送条約<sup>38</sup>の締結を進めている。

#### ② 政治・安全保障分野における取組

日本の外交・安全保障の基盤を強化するためには、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用が引き続き重要である。在日米軍の再編については、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担を早期に軽減するため、2013年10月にグアム協定改正議定書に署名した（詳細については第3章第1節2「日米安全保障（安保）体制」参照）。

また、交換される秘密の情報の相互保護を

36 刑事事件の捜査と手続の面で他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

37 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

38 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

確保し、情報共有及び情報協力向上のための基盤を形成するため、7月に英国との間で情報保護協定に署名した。これと併せて、米国以外では初めてとなる防衛装備品の共同開発などに関する枠組みについても合意し、日英間で移転される武器技術の厳格な管理について定めた。

さらに、東アジアの安全保障環境を整備する観点から、重要課題である日露平和条約の締結に向けた交渉に引き続き取り組んでいるほか、東ティモールやカンボジアとの間では、人道的援助や国連PKO活動の分野などにおけるそれぞれの国の能力構築を支援するための協定に署名した。

このほか、軍縮及び不拡散の観点から、6月に、通常兵器の国際貿易を規制するための可能な限り高い水準の共通の国際的基準を確立し、通常兵器の不正な取引を防止することなどを目的とする武器貿易条約に署名した（詳細については第3章第1節4「軍縮・不拡散・原子力の平和的利用」参照）。

## 工 経済・社会分野における取組（詳細については第3章第3節「経済外交」参照）

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での

協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2013年には、各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの署名・締結を行った。また、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などを対象とする経済連携協定（EPA）交渉に取り組み、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、日中韓、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの広域経済連携の交渉を積極的に進めた。また、日本国民や企業の生活・活動を守り、促進するために、世界貿易機関（WTO）の下での紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国際ルール of 適切な実施が確保されるよう取り組んでいる。

国民生活に大きな影響を及ぼす環境、人権、漁業、労働、郵便などのいわゆる社会分野においても、国際ルールに日本の立場が反映されるよう交渉に積極的に参画している。人権の分野においては、障害者の権利に関する条約を締結（2014年1月）し、国際私法の分野においても、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）を締結（2014年1月）した。加えて、国際労働機関（ILO）で作成された2006年の海上の労働に関する条約を締結（2013年8月）し、また、2012年に万国郵便連合（UPU）で作成された万国郵便条約等の関連文書を締結（12月）した。

## 7 人権・女性

### (1) 女性が輝く社会の実現

女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長を支えていく上で不可欠である。こうした考えに立ち、2013年9月の国連総会で、安倍総理大臣は、女性をめぐる国際課題に積極的に取り組み、「女性が輝く社会」構築に尽力し

ていくことを強調した。その際、①女性の社会進出と能力強化、②女性の保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障分野における女性の参画・保護の3つの柱を立て、今後3年で30億米ドルを越すODAを実施する考えを示した。日本はこれまでもこの分野で地に足

のついで効果的な援助を実施しており、今後もNGOを含む市民社会や民間企業との連携も通じ、開発途上国への支援を強力に推進する。また、ジェンダー分野における国連の取組を主導する「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(略称: UN Women)を始め、国連開発計画 (UNDP)、ユニセフ (UNICEF)、国連人口基金 (UNFPA) などの関連国連機関との連携を通じて、男女平等と女性のエンパワーメントのための支援を強化する。また、安保理決議第1325号に関する「行動計画」策定にも市民社会と共に取り組んでいるところである。

さらに、女性が活躍できる環境整備を推進することなどを含んだ「日本再興戦略」を6月に閣議決定したことを踏まえ、9月には、女性の政治的・経済的エンパワーメントのためにパートナー国間で協力・連携するという、米国提案の「平等な未来パートナーシップ」の趣旨に強く賛同し、日本も参加した。

2013年のG8議長国である英国のイニシアティブにより、4月のG8外相会合においては、「紛争下の性的暴力」が主要テーマの1つとして議論され、「紛争下の性的暴力防止に関する閣僚宣言」が採択された。続く9月の国連総会の機会に、ヘーグ英国外相及びバンブーラ紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG) の共催により、紛争下の性的暴力防止イニシアティブに関するサイドイベントが開催され、日本を含む135か国の賛同を得た宣言が発表された。日本は、紛争下の性的暴力は看過すべきではない問題との考えの下、ソマリア、中央アフリカ、スーダンなどにおける難民に対する性的暴力防止のための啓発活動、被害者への救済体制の整備支援を実施している。11月にはバンブーラSRSGが訪日し、安倍総理大臣、岸田外務大臣を始めとする政府要人などと会談し、紛争下の性的暴力への対処を強化していくことを確認した。

## (2) 人権

### ア 国連における人権問題への取組 (国連人権理事会・国連総会第3委員会)

人権理事会は、国連における人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題に対する対処能力の強化を目的に設立された(スイス・ジュネーブ)。1年を通じて会合(年3回定期会合、合計10週間以上)が開催され、人権及び基本的自由の保護促進に向けて、審議・勧告などを行っている。2013年3月の第22回人権理事会ハイレベルセグメントにおいては、阿部外務大臣政務官がステートメントを行った。その中で、同政務官は、世界各国の様々な人権状況の変化について言及するとともに、人権分野での日本国内における取組について紹介した。同人権理事会会合において

は、日本とEUが共同で提出した「北朝鮮における人権に関する調査委員会(COI)」の設置を含む決議が無投票でコンセンサス採択された(北朝鮮人権状況決議自体の採択は6年連続6回目)。COIは、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況全般に関する人権侵害を調査する委員会(委員は3人)で、8月末には調査のために訪日した。同委員会によって作成された報告書は、2014年2月に公表された。日本は、人権理事会理事国として、引き続き国際社会における人権問題の解決のための議論に積極的に参加していく考えである。

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、社会開発、犯罪防止、刑事司法、女

性、児童、人種差別、難民など幅広いテーマが取り扱われ、国別の人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議に提出され、国際社会の規範形成に寄与している。

日本は、2005年から毎年人権理事会と同様EUと共同で北朝鮮人権状況決議案を国連総会に提出している。2013年も第68回国連総会第3委員会に同決議案を提出し、11月の国連総会第3委員会及び12月の国連総会本会議において無投票でコンセンサス採択された。日本は、ミャンマー、イランなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、女性の地位向上など）に関する議題についての議論にも積極的に参加した。また、これまで同様、第68回国連総会第3委員会に、女性NGO代表を政府代表顧問として派遣した。

### イ 人権諸条約に関する取組

「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進を目的として策定されたものである。日本は2007年の署名後、集中的に国内法令の整備に取り組み、同条約の締結が12月に国会で承認され、2014年1月、日本は同条約を批准した。同条約の締結により、日本における障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることが期待される。

また、締結している人権諸条約については、国内における条約の実施状況に関する各条約体からの政府報告審査を定期的に受けている。2013年4月には、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、日本は1979年に批准）」の第3回政府報告審査に、また、5月には、「拷問等禁止条約（日本は1999年に批准）」の第2回政府報告審査に臨み、各委員会との間で建設的かつ有意義な対

話を行うことができた。なお、政府は、人権諸条約に設けられている個人通報制度については、人権諸条約の実施の効果的な担保を図るという趣旨から、注目すべき制度であると考えており、個人通報制度の受入れの是非については、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、真剣に検討を進めている。

### ウ 二国間の対話を通じた取組

国連などの多国間の枠組みにおける取組に加え、人権の保護・促進のため、日本は二国間の対話の実施を重視している。2月には初めての日・ミャンマー人権対話、9月には第9回日・イラン人権対話及び第6回日・カンボジア人権対話、10月には第19回日・EU人権対話を開催し、それぞれ人権分野における両者の取組について紹介するとともに、国連などの多数国間の場における協力について意見交換を行った。

### エ 国際人道法に関する取組

国際人道法の啓発の一環として、赤十字国際委員会主催の国際人道法模擬裁判大会に講師を派遣した。また、広く国際人権・人道法についての知識の普及及び理解の増進を啓発するため、8月に東京で国際法模擬裁判「アジア・カップ2013」を国際人権法学会とともに開催した。

### オ 難民問題への貢献

政府は、国際貢献及び人道支援の観点から、2010年度から当初3年間（2012年に更に2年間延長）のパイロットケースとして、第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）によるミャンマー難民の受入れを開始している。これまでに、第1陣及び第2陣として9家族45人が来日し、地域社会における

定住生活を開始している。第3陣は難民の辞退により来日に至らなかったが、第4陣は4家族18人が来日し、定住支援に向けた総合的なプログラムを受講中である。

また、第6陣以降の受入れについて2014年1月に閣議了解がなされ、パイロットではなく事業を継続していくことが決定された。第三国定住による難民受入れはこれまで欧米諸

国を中心として行われてきたが、日本はアジアでの初めての受入れ国である。日本における難民問題への積極的な取組として、国際社会からも高い評価と期待を集めている。また、日本における難民認定申請者が近年増加傾向にある中、日本としても真に支援を必要としている人々へのきめ細かな支援に引き続き取り組んでいる。

### (3) ハーグ条約締結への取組

ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）は、国境を越えた不法な子の連れ去りから子を守るため、子の利益を最重要と位置付け、問題に対処するための国際ルールとして作成された条約である。国境を越えた人の往来が飛躍的に増え、国際結婚及び国際離婚が増加した現在、ハーグ条約を締結することは日本にとっても喫緊の課題であった。日本政府は、2013年の第183回通常国会において、条約承認案及び条約実施法案を国会に提出し、国会審議を経て、2013年5

月22日に条約の締結が承認され、6月12日には条約実施法が成立、6月19日に公布された。

その後、政省令や最高裁判所規則といった条約を国内において実施するための運用の細則の制定、実施体制の整備及び国民に対する積極的な周知・広報活動の実施などの準備作業を進めた。2014年1月24日には、条約の署名、締結、公布に係る閣議決定を行い、その後、条約に署名し、オランダ外務省に受諾書を寄託した。この結果、日本においては、ハーグ条約が2014年4月1日に発効することとなる。

#### 1. ハーグ条約のポイントとは？

- ハーグ条約の返還手続は**国境を越えた子の不法な（※1）連れ去り・留置（※2）**に適用される。
- 国境を越えて所在する親子の面会交流の機会の確保**は、子の連れ去り・留置の防止や子の利益に資する。
- ハーグ条約では、父親、母親及び子の**国籍は関係なく**、子が国境を越えた形で不法に連れ去られていれば、日本人同士であっても適用される可能性がある。
- 返還の申立て手続においては、**親権や監護権の帰属については決定しない**。
- 日本において**条約が発効する前（2014年4月1日以前）**に行われた子の連れ去り事案には、**条約上の返還命令手続は適用されない**。（ただし、面会交流については対象となる）
- ハーグ条約が適用されるのは、**連れ去り先、連れ去り元の国が双方ハーグ条約の締約国**である場合。

※1 「不法」とは、監護権が侵害される形での連れ去り・留置を指す。

※2 「留置」とは、子が元々居住していた国から別の締約国へ子が渡航した後、一方の親や裁判所との間で決められた期間を過ぎても、子が元々住んでいた国へ戻ることを妨げられていること。

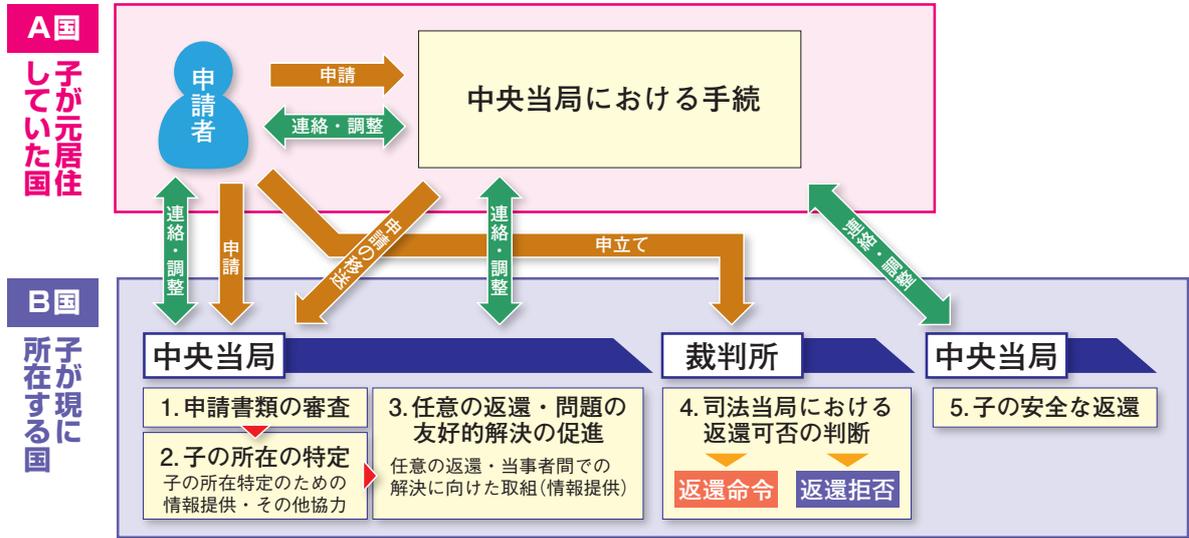
#### 2. 日本にとってのハーグ条約締結の意義とは？

- 双方の国の中央当局（※）による国際協力の仕組みや司法手続を通じ、**日本から、及び外国からの子の返還や、国境を越えて所在する親子の面会交流を求める**ことが可能になる。
- 子の連れ去りの発生を**未然に防止**することが期待される。
- 外国の裁判所による**条約未締結を理由とする日本への子を伴う渡航制限の改善**が期待される。

※条約上締約国に設置を義務付けられた政府の窓口

3. ハーグ条約に基づく申請後の流れとは？

申請を受けた後の主な流れ



第3章